

**芦屋市障害者（児）福祉計画**  
**第6次中期計画**  
**（中間まとめ案）**



## 【目次】

第1章 計画の策定に当たって .....	1
第1節 計画策定の趣旨 .....	1
第2節 計画の位置付け .....	2
第3節 計画の策定体制 .....	3
1 学識経験者，市民等による策定体制 .....	3
2 庁内検討体制 .....	3
3 アンケート調査，関係団体・事業所インタビューの実施 .....	3
4 事業実績，実施状況の把握と検証 .....	3
第4節 計画の期間 .....	5
第2章 芦屋市の現状と課題 .....	6
第1節 障がいのある人の状況 .....	6
1 芦屋市の人口の状況 .....	6
2 障がい者手帳所持者数の推移 .....	7
3 障がいのある児童の就学状況 .....	15
4 障がいのある人の求職状況 .....	16
第2節 障がい福祉サービスの状況 .....	17
1 障がい福祉サービス .....	17
2 障がい児通所・入所支援 .....	18
3 地域生活支援事業 .....	19
第3節 各種調査結果から見る現状 .....	20
1 アンケート調査 .....	20
2 ヒアリング調査 .....	35
第3章 計画の基本方向 .....	43
第1節 計画の基本理念 .....	43
第2節 計画の基本目標 .....	44
1 地域で安心して生活できる基盤づくり .....	44
2 共に学び共に地域で活動できる体制づくり .....	44
3 適性に応じて能力を発揮し，いきいきと働くことができる環境づくり .....	45
4 権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり .....	45
第3節 施策の体系 .....	46
第4章 各施策の推進 .....	48
第1節 地域で安心して生活できる基盤づくり .....	48
1 相談支援体制の充実 .....	48
2 障がい福祉サービスの充実 .....	53
3 障がいの原因となる疾病予防と早期発見・早期対応 .....	60

4	医療関連施策の充実	64
5	障がいに応じた情報提供の充実	66
<b>第2節 共に学び共に地域で活動できる体制づくり</b>		69
1	広報啓発活動の充実	69
2	一貫した教育支援体制の構築	70
3	福祉教育の推進	74
4	交流活動の充実	76
5	地域福祉活動の促進	78
<b>第3節 適性に応じて能力を発揮し、いきいきと働くことができる環境づくり</b>		82
1	就労支援の充実	82
2	多様な社会参加の場・生きがいの場の充実	86
<b>第4節 権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり</b>		89
1	権利擁護の推進	89
2	生活環境の整備	91
3	防災・防犯対策の充実	94
<b>第5章 計画の推進体制</b>		98
1	庁内の推進体制	98
2	地域との連携	98
3	国・県等との連携	98
4	計画の進行管理	98
<b>資料編</b>		
1	芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画策定経過	99
2	芦屋市障害者（児）福祉計画策定委員会設置要綱	100
3	芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画策定委員会委員名簿	102
4	芦屋市障害者（児）福祉計画推進本部設置要綱	103
5	芦屋市障害者（児）福祉計画推進本部員名簿	106
6	芦屋市障害者（児）福祉計画推進本部幹事会委員名簿	107
7	芦屋市社会福祉審議会委員名簿	108
8	用語解説	109

※マークのあるものについては、巻末に用語説明を加えています。

**注意：「障害者」の「害」表記について**

芦屋市では、心のバリアフリーを推進するため、「障害者」等の「害」の字の表記については可能な限りひらがなで表記するか、ほかの言葉で表現しますが、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や固有名詞については変更せずに引き続き「害」の字を使っています。

# 第1章 計画の策定に当たって

## 第1節 計画策定の趣旨

芦屋市障害者（児）福祉計画は障害者基本法※に基づくもので、平成元年に第1次を策定し、おおむね5年ごとに見直ししながら、社会のバリアフリー※化の推進，利用者本位の支援，障がいの特性を踏まえた施策の展開などの実現を目指してきました。

前期計画（芦屋市障害者（児）福祉計画 第5次中期計画）からは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律※（以下「障害者総合支援法」という。）に基づいて、3年を一期とする市町村障害福祉計画の策定が求められることから、見直しの周期をそれに合わせて6年ごととしています。

前期計画では、『障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋』を基本理念として掲げ、その実現に向けて市民、各種団体、サービス提供事業所、企業、行政、医療・教育・就労等の関係機関が連携しながら取り組んできました。

本計画は6期目の計画となりますが、前期計画期間中の平成25年度から、障害者総合支援法に基づく制度運用が求められています。

### 障害者総合支援法の基本理念：

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること。

また、平成26年1月には、国連総会で平成18年に採択された「障害者の権利に関する条約※」（以下「障害者権利条約」という。）に我が国が批准しました。これは、障がい者に関する初めての国際条約であり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取り組みが、国はもとより、地方公共団体等にも求められます。

これらの制度面における変更、また、障がいのある人本人や家族など支援者の高齢化、障がいの重度化・重複化など本市における障がいのある人を取り巻く状況を踏まえ、適切に対応していく必要があります。

そこで、障がい者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として「芦屋市障害者（児）福祉計画 第6次中期計画」を策定します。

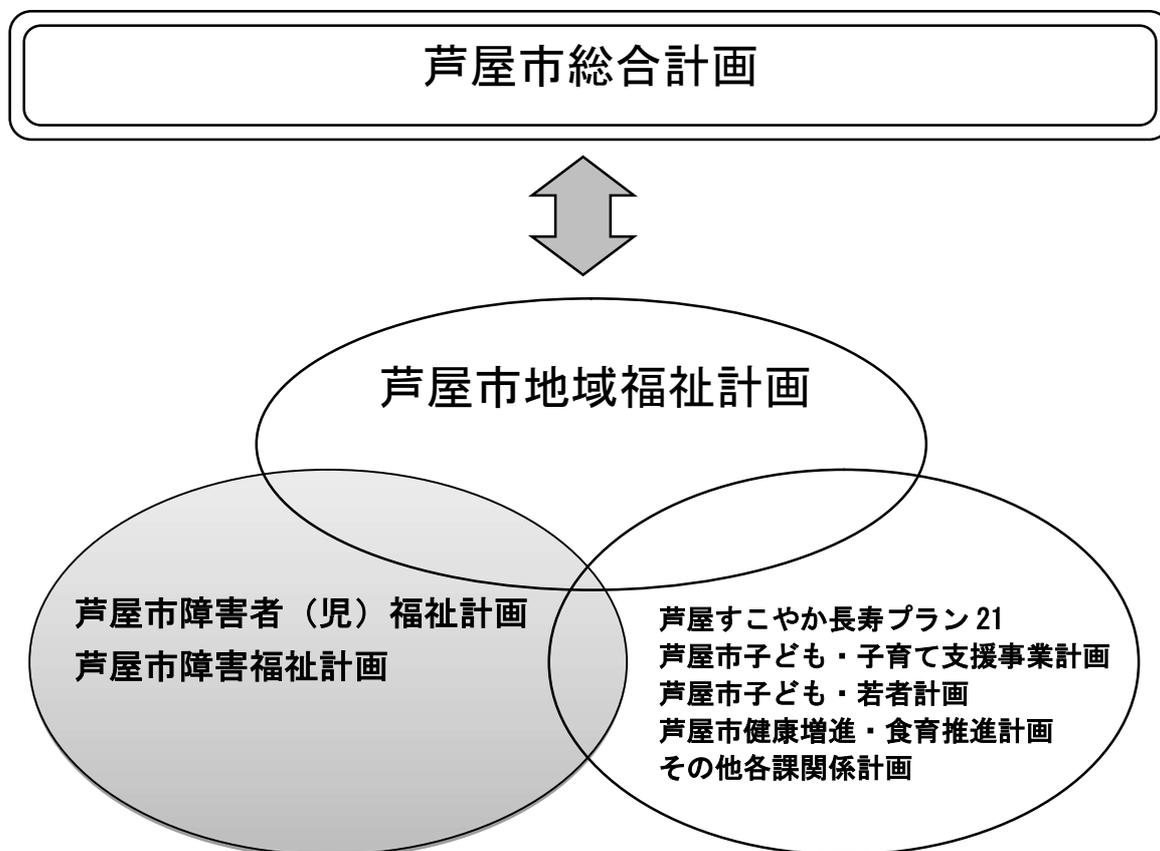
## 第2節 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

また、この計画は、第4次芦屋市総合計画及び障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」である「芦屋市障害福祉計画」等の関連計画と調和が保たれたものとしてします。

### (参考)

- 障害者基本法第11条第3項  
「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。」
- 障害者総合支援法第88条第1項  
「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。」



## 第3節 計画の策定体制

### 1 学識経験者，市民等による策定体制

新たな計画の策定に当たり，学識経験者，保健・医療関係者，障がい者関係団体，社会福祉団体等のほか，公募の市民の参画を得て「芦屋市障害者(児)福祉計画・障害福祉計画策定委員会」を組織し，第6次中期計画の内容の検討を行いました。

### 2 庁内検討体制

庁内においては「芦屋市障害者(児)福祉計画・障害福祉計画推進本部」を組織し，検討を行いました。

### 3 アンケート調査，関係団体・事業所インタビューの実施

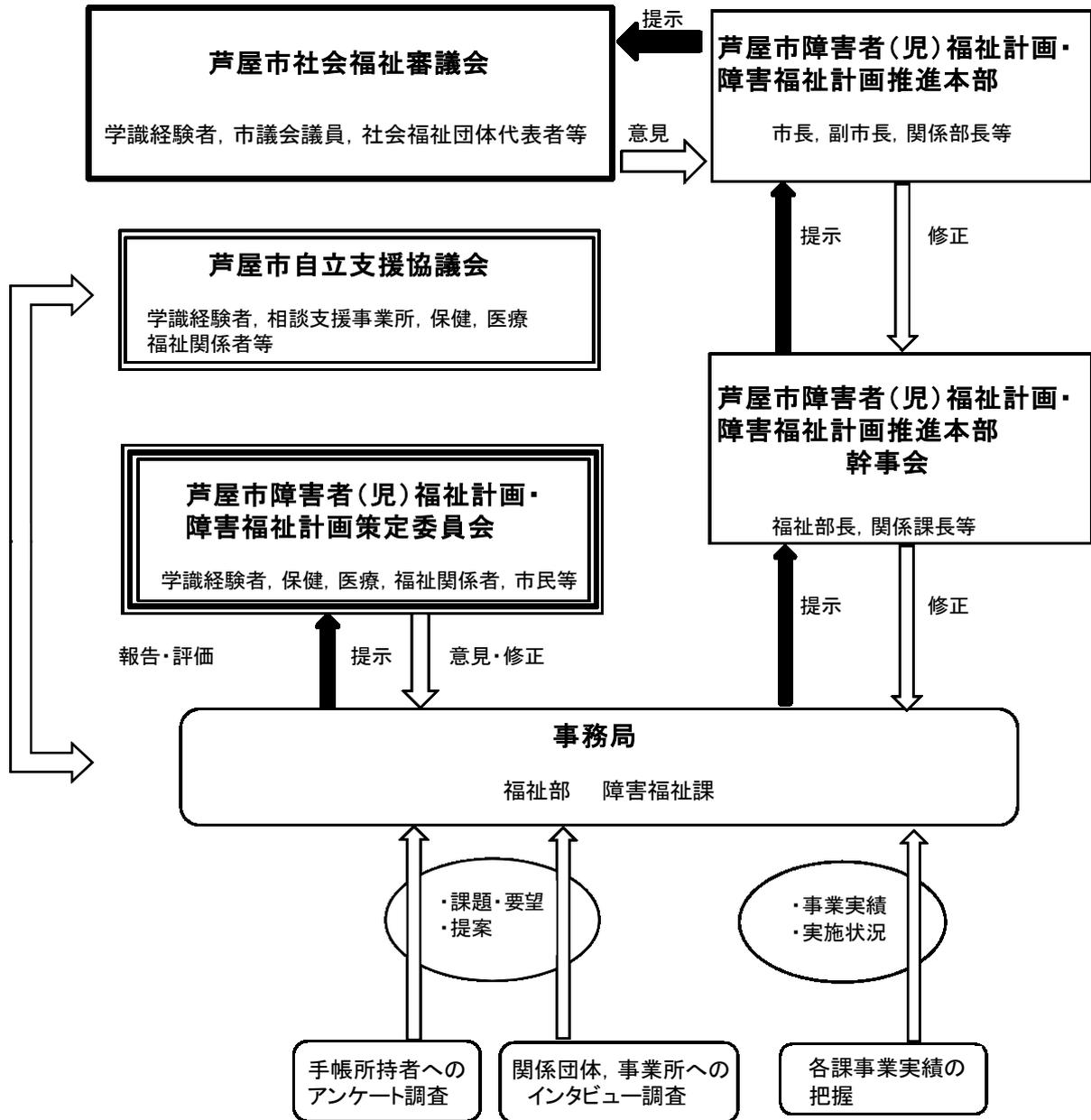
計画の策定に当たり，その基礎資料とするため，障がい者手帳所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

また，障がい者団体，相談支援事業所，サービス提供事業所にアンケートとインタビュー調査を実施し，現状や課題の把握を行いました。

### 4 事業実績，実施状況の把握と検証

前期計画の事業実績，実施状況を把握し，計画の評価機関である芦屋市自立支援協議会において意見をいただきました。

【計画の策定体制】



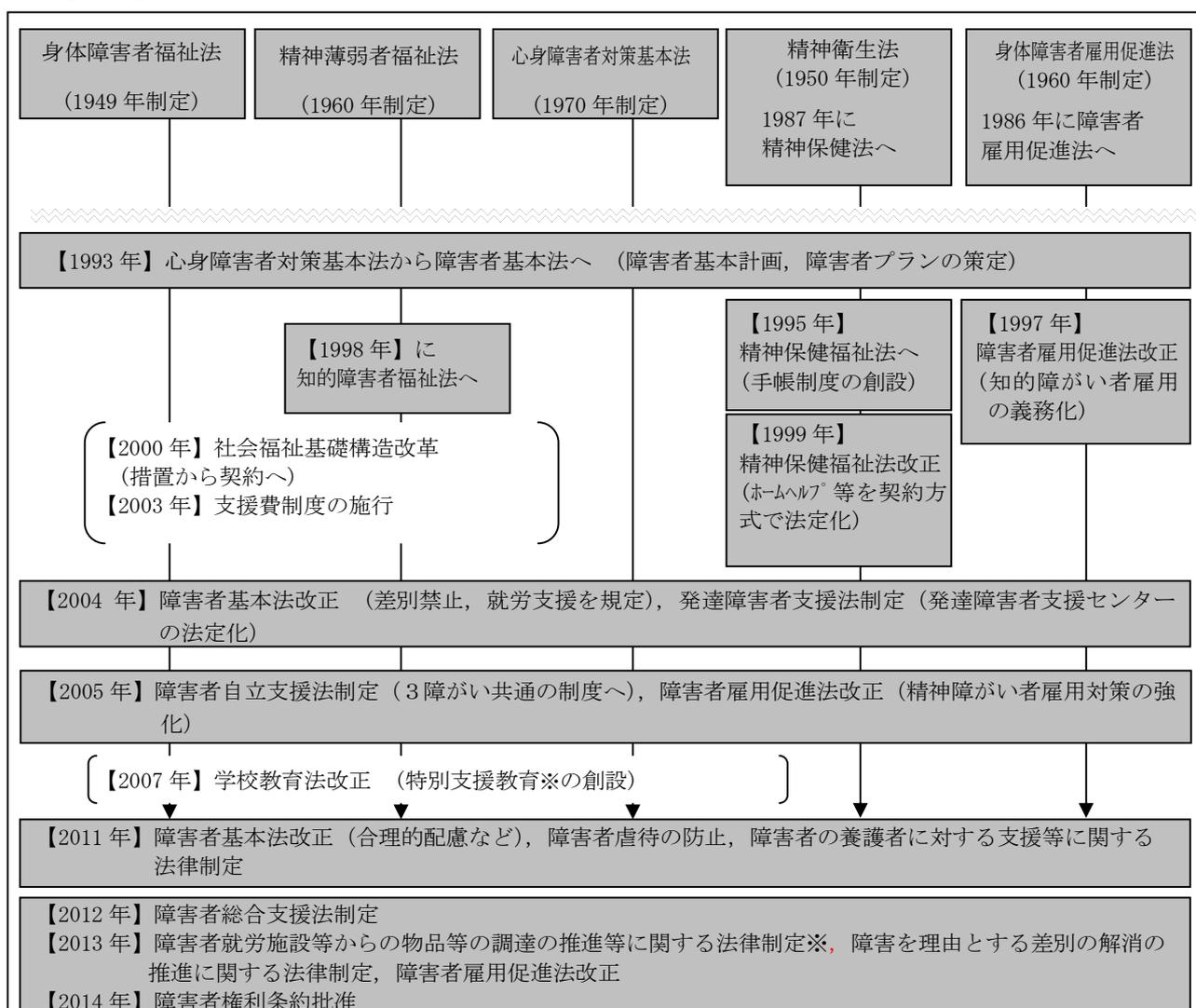
## 第4節 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。

ただし、社会情勢の変化や法制度の改正、第4次芦屋市総合計画など関連計画の見直しが行われ、計画内容に変更の必要性が生じた場合は、計画期間中であっても適宜、必要な見直しを行うものとします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
芦屋市障害者（児）福祉計画 第6次中期計画					
第4期障害福祉計画			次期障害福祉計画		

### 【参考】これまでの制度の流れ



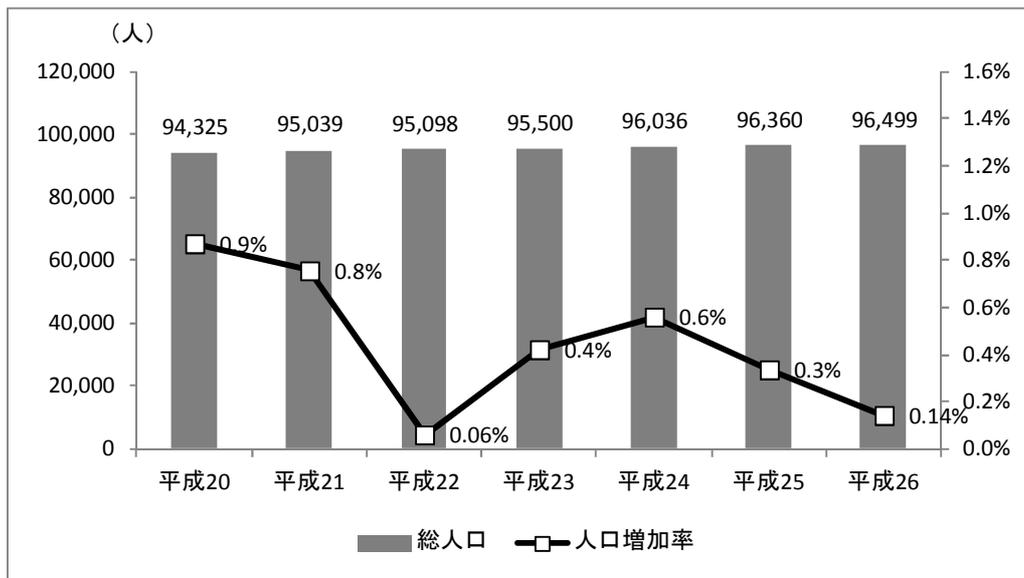
## 第2章 芦屋市の現状と課題

### 第1節 障がいのある人の状況

#### 1 芦屋市の人口の状況

芦屋市の総人口の推移をみると、総人口は増加傾向で推移しており、平成26年は96,499人となっています。年齢区別に人口の推移をみると、「65歳以上」人口は増加傾向となっており、高齢化率は平成26年で25.9%となっています。一方、「0～14歳」人口の比率は13.5%前後で推移しています。

【総人口の推移】



	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総人口	94,325	95,039	95,098	95,500	96,036	96,360	96,499
0～14歳	12,508	12,707	12,837	12,955	13,017	13,009	12,915
15～64歳	61,500	61,238	60,667	60,701	60,386	59,543	58,573
65歳以上	20,317	21,094	21,594	21,844	22,633	23,808	25,011
比率							
0～14歳	13.3%	13.4%	13.5%	13.6%	13.6%	13.5%	13.4%
15～64歳	65.2%	64.4%	63.8%	63.6%	62.9%	61.8%	60.7%
65歳以上	21.5%	22.2%	22.7%	22.9%	23.6%	24.7%	25.9%

資料：住民基本台帳・外国人登録人口 各年3月末日現在

※割合(%)表示している場合は、小数点2位(極小の変化の場合は3位)以下を四捨五入した表示としている関係から、割合を足し合わせても100%とならない場合があります

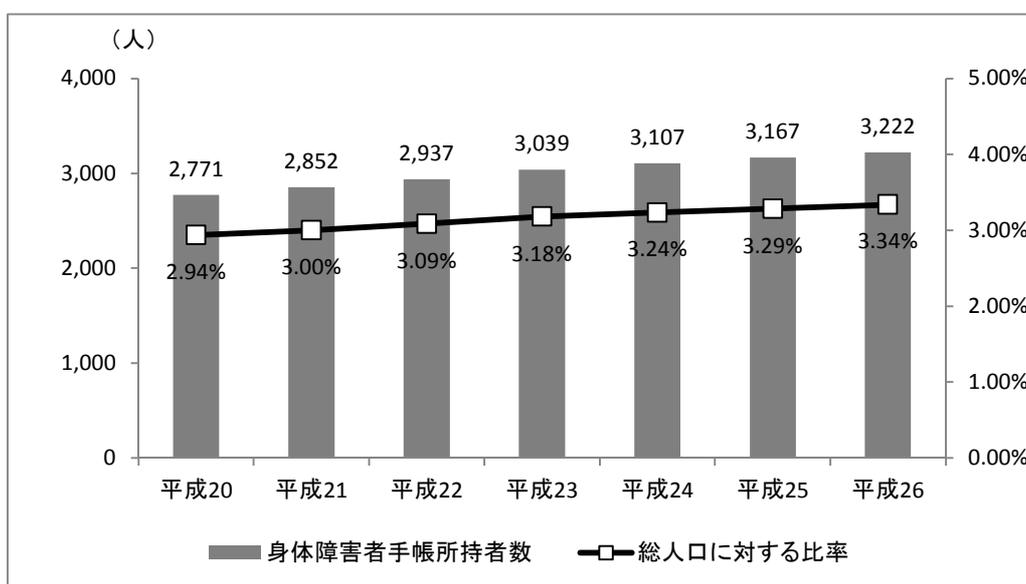
## 2 障がい者手帳所持者数の推移

### (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移を年齢区分別にみると、平成26年度は3,222人となっており、増加傾向にあります。年齢区分別でみると、「18歳未満」の手帳所持者数については、平成26年度は46人となっており、横ばい傾向にあります。一方、「18歳以上」については年々増加しており、平成26年度は3,176人となっています。

総人口に対する比率は上昇傾向にあり、平成26年度は3.34%となっています。

【身体障害者手帳所持者数】

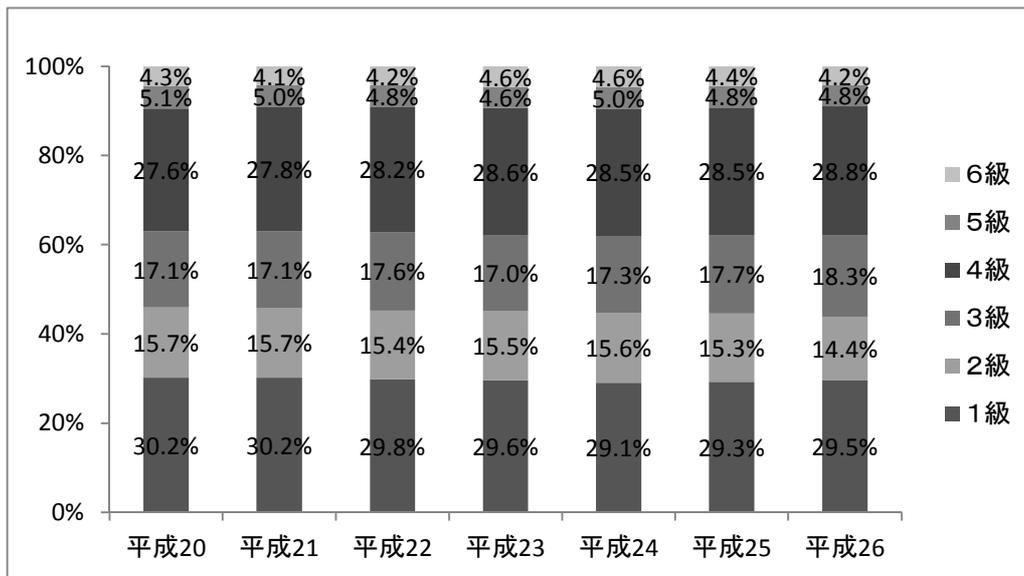


		(人)						
		平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総数		2,771	2,852	2,937	3,039	3,107	3,167	3,222
	18歳未満	43	46	50	45	46	46	46
	18歳以上	2,728	2,806	2,887	2,994	3,061	3,121	3,176

資料：障害福祉課 各年度4月1日現在

身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移をみると、『重度』（「1級」と「2級」の合計）と『軽度』（「5級」と「6級」の合計）の構成比がやや低下しており、『中度』（「3級」と「4級」の合計）の構成比がやや上昇しています。平成26年度については、『重度』が43.9%、『中度』が47.1%、『軽度』が9.0%となっています。

【等級別構成比】

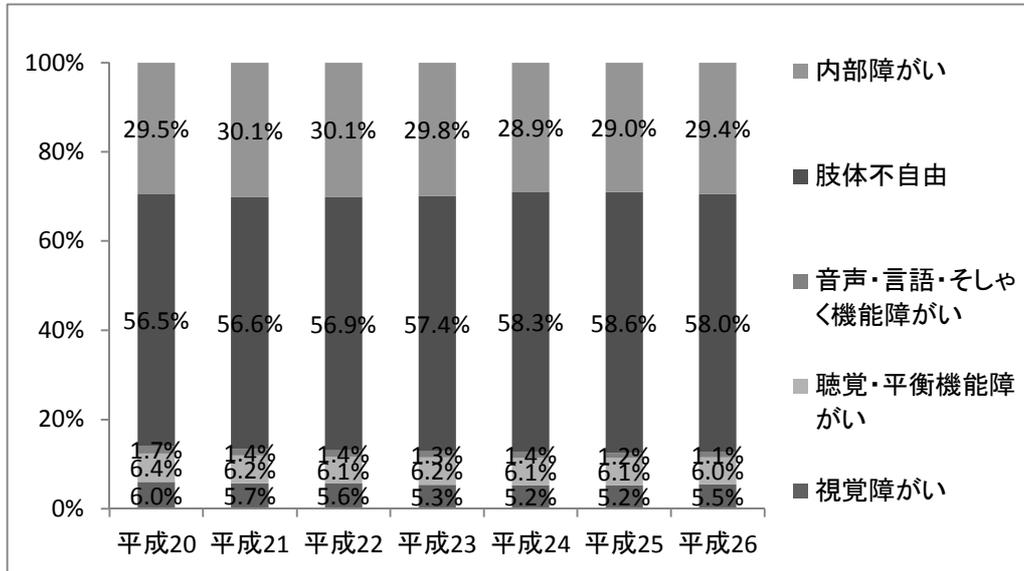


	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総数	2,771	2,852	2,937	3,039	3,107	3,167	3,222
1級	837	860	875	900	903	927	952
2級	436	449	453	471	486	485	463
3級	473	489	518	517	538	560	591
4級	764	793	827	870	884	904	928
5級	141	143	140	140	154	153	154
6級	120	118	124	141	142	138	134

資料：障害福祉課 各年度4月1日現在

一方、障がいの種類別構成比の推移をみると、いずれもほぼ横ばいで推移しており、「肢体不自由」が全体の約6割、「内部障がい」が約3割、それ以外を合わせて約1割となっています。

【障がいの種類別構成比】



(人)

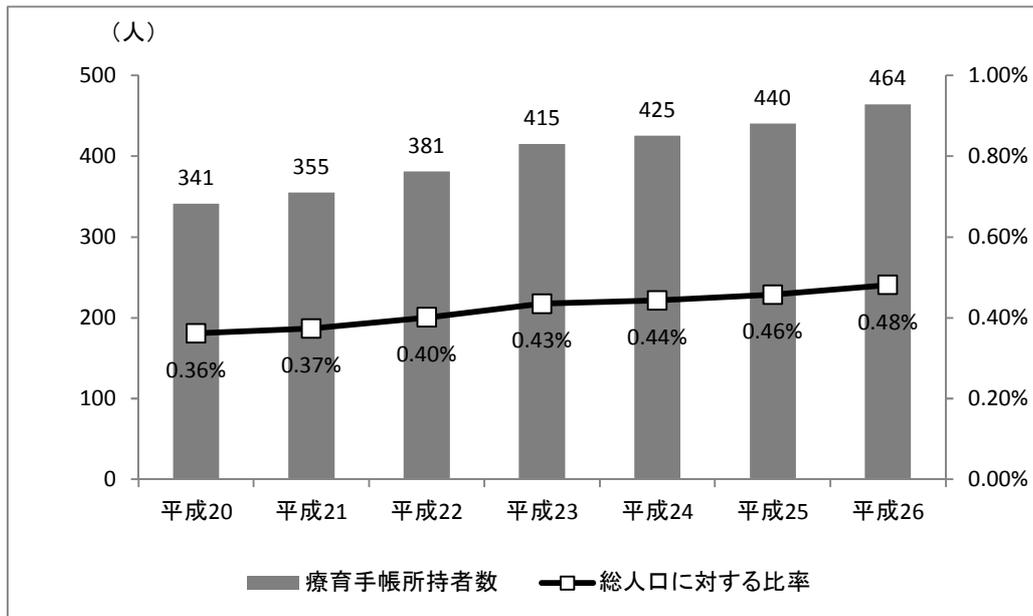
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総数	2,771	2,852	2,937	3,039	3,107	3,167	3,222
視覚障がい	165	163	164	162	163	165	176
聴覚・平衡機能障がい	177	176	178	187	189	193	194
音声・言語・そしゃく機能障がい	46	41	42	40	44	37	36
肢体不自由	1,566	1,614	1,670	1,744	1,812	1,855	1,868
内部障がい	817	858	883	906	899	917	948

資料：障害福祉課 各年度4月1日現在

## (2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は一貫して増加傾向で推移しており、平成26年度で464人となっています。「18歳未満」「18歳以上」とも増加しています。また、総人口に対する比率も上昇傾向であり、平成26年度は0.48%となっています。

【療育手帳所持者数】



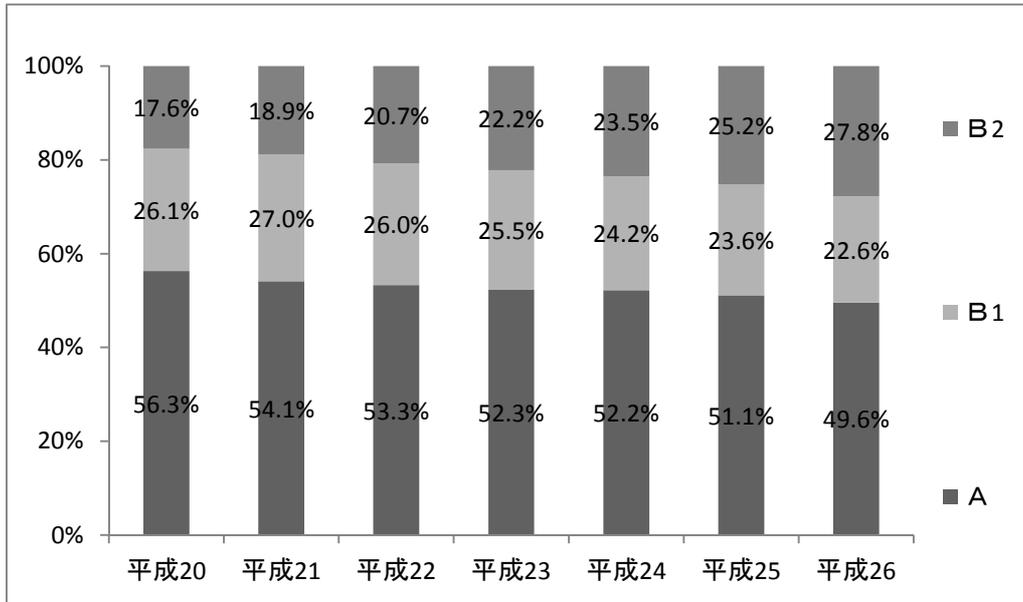
(人)

	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総数	341	355	381	415	425	440	464
18歳未満	103	106	123	137	137	145	163
18歳以上	238	249	258	278	288	295	301

資料：障害福祉課 各年度4月1日現在

等級別構成比の推移をみると、「A（重度）」及び「B1（中度）」の割合が減少し、「B2（軽度）」の割合が上昇しています。

【等級別構成比】



(人)

	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総数	341	355	381	415	425	440	464
A	192	192	203	217	222	225	230
B1	89	96	99	106	103	104	105
B2	60	67	79	92	100	111	129

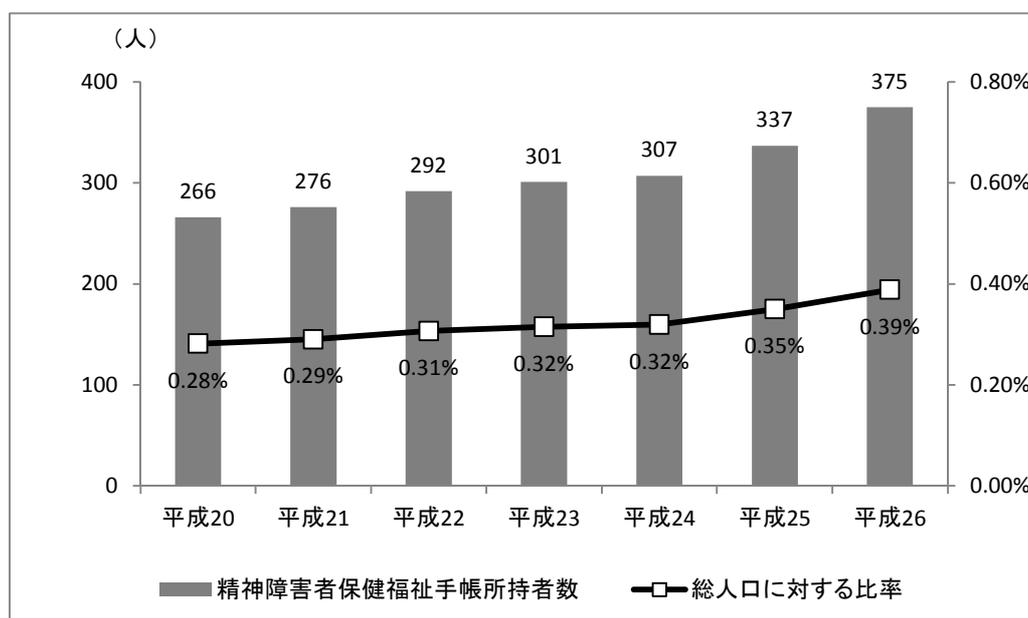
資料：障害福祉課 各年度4月1日現在

### (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成26年度では375人となっています。また、総人口に対する手帳所持者数の比率も上昇傾向にあり、平成26年度で0.39%となっています。

なお、精神障がい者の数について、自立支援医療（精神通院）の受給者数でみると、手帳所持者数よりも多く、平成26年度は911人となり、大きく増えています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

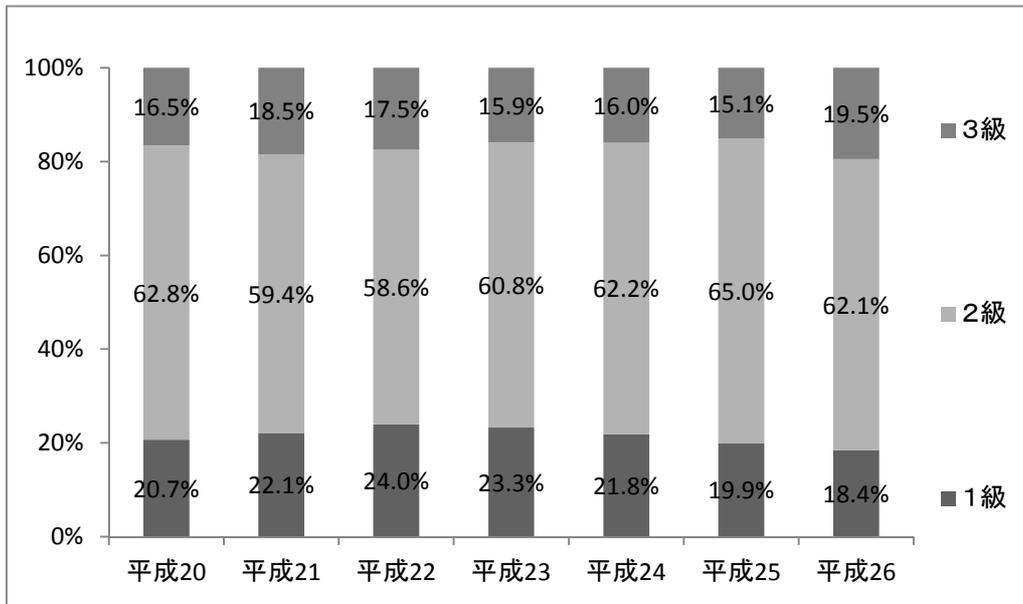


	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
精神障害者保健福祉手帳	266	276	292	301	307	337	375
自立支援医療(精神通院)	771	756	742	730	735	794	911

資料：障害福祉課 各年度4月1日現在

等級別構成比の推移をみると、「1級（重度）」の割合は減少傾向で推移しています。「2級（中度）」の割合は上昇、「3級（軽度）」の割合は減少で推移してきましたが、平成26年度では「2級（中度）」が減少、「3級（軽度）」が上昇しています。

【等級別構成比】



(人)

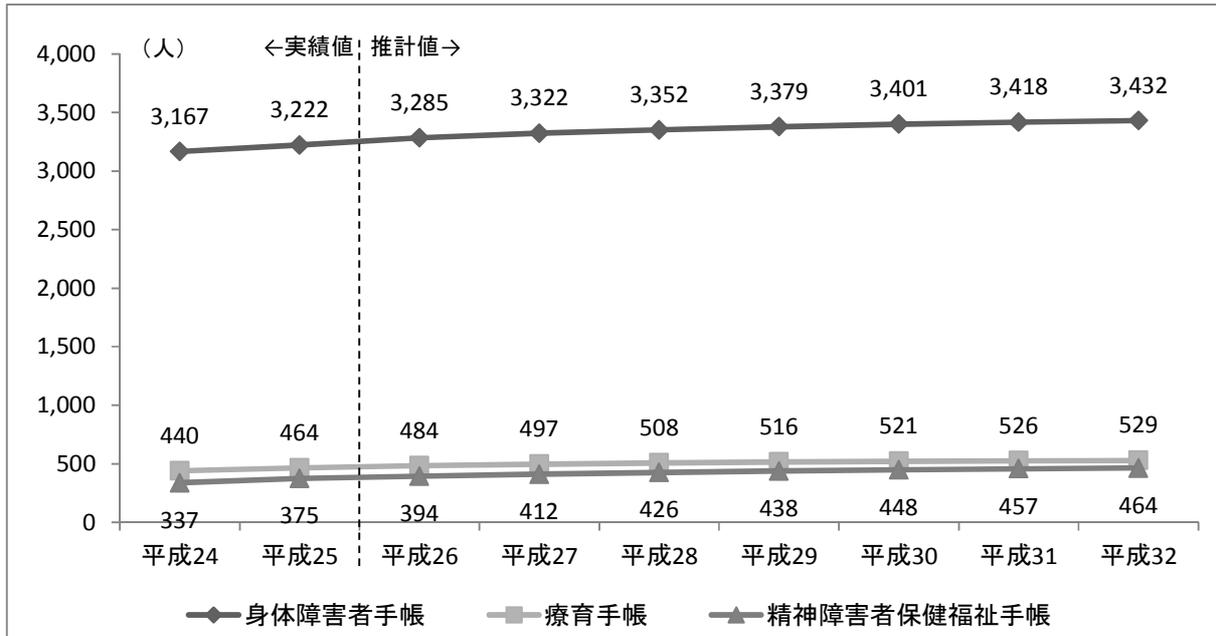
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総数	266	276	292	301	307	337	375
1級	55	61	70	70	67	67	69
2級	167	164	171	183	191	219	233
3級	44	51	51	48	49	51	73

資料：障害福祉課 各年度4月1日現在

#### (4) 障がい者手帳所持者数の将来推計

今後の本市の人口推移を見込んだ上で、将来の障がい者手帳所持者数を推計すると、いずれの手帳所持者も、今後増加していくものと想定されます。

【障がい者手帳所持者数の将来推計】



人口の将来推計(住民基本台帳人口による) 年度末現在

	←実績値		推計値→							
	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	
総人口	96,360	96,499	97,177	97,144	97,039	96,881	96,670	96,409	96,112	
0～17歳	15,466	15,457	15,488	15,313	15,102	14,846	14,566	14,313	14,044	
18歳以上	80,894	81,042	81,689	81,831	81,937	82,035	82,104	82,096	82,068	
(参考)高齢化率	24.7%	25.9%	26.8%	27.6%	28.2%	28.7%	29.1%	29.5%	29.8%	

手帳所持者数推計 年度末現在

	←実績値		推計値→							
	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	
身体障害者手帳	3,167	3,222	3,285	3,322	3,352	3,379	3,401	3,418	3,432	
0～17歳	46	46	46	45	44	44	43	42	41	
18歳以上	3,121	3,176	3,239	3,277	3,308	3,335	3,358	3,376	3,391	
療育手帳	440	464	484	497	508	516	521	526	529	
0～17歳	145	163	177	186	193	198	201	204	205	
18歳以上	295	301	307	311	315	318	320	322	324	
精神障害者保健福祉手帳	337	375	394	412	426	438	448	457	464	

※総人口は、各年度末現在の年齢別住民基本台帳人口の実績値より、コーホート変化率法により毎年度の推計人口を算出しています

※手帳所持者数の推計値は、実績値/年齢人口で出現率を算出し、それを年齢別将来推計人口に乗じて算出しています

### 3 障がいのある児童の就学状況

#### (1) 特別支援学級・通級指導教室への就学状況

平成26年5月時点の特別支援学級・通級指導教室※への就学状況をみると、特別支援学級については小学校で45人、中学校で24人となっています。一方、通級指導教室については、小学校で7人、中学校で4人が対象となっています。

#### 【特別支援学級・通級指導教室への就学状況】

(学級,人)

		小学校		中学校	
		学級数	児童数	学級数	生徒数
特別支援学級	知的障がい	8	23	3	15
	自閉・情緒障がい	7	15	3	7
	肢体不自由	4	6	1	1
	弱視	0	0	1	1
	難聴	1	1	0	0
	病弱	0	0	0	0
	合計	20	45	8	24
通級指導教室	学習障がい 注意欠陥多動性 障がい等	2	7	1	4

資料：教育委員会 平成26年5月1日現在

#### (2) 特別支援学校への就学状況

平成26年5月時点の特別支援学校への就学状況をみると、「知的障がい」については、38人となっています。「聴覚」「視覚」「肢体不自由」については、就学はありません。主な就学先としては、兵庫県立芦屋特別支援学校、伊丹市にある兵庫県立阪神昆陽特別支援学校へ就学しています。

#### 【特別支援学校への就学状況】

(人)

	視覚	聴覚	知的障がい	肢体不自由	合計
保・幼稚部	0	0	0	0	0
小学部	0	0	14	0	14
中学部	0	0	0	0	0
高等部	0	0	24	0	24
合計	0	0	38	0	38

資料：教育委員会 平成26年5月1日現在

## 4 障がいのある人の求職状況

平成26年7月31日時点の西宮公共職業安定所における市内在住者の登録状況をみると、「身体障がい者」が199人、「知的障がい者」が89人、「精神障がい者」が75人となっています。そのうち「就業中」の状況をみると、「身体障がい者」が101人で50.8%、「知的障がい者」が61人で68.5%、「精神障がい者」が24人で32.0%となっており、登録者に占める就業中の割合については、「身体障がい者」「知的障がい者」は5割を超えています。

一方、「精神障がい者」については、「保留中」が30人で40.0%となっており、ほかの障がいと比べ高い値となっており、「精神障がい者」については、病状の安定が大きくかわることがうかがえます。

### ■ 登録状況（市内在住者の状況）

単位：人

	就業中		求職中		保留中		登録者
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
身体障がい者	101	50.8%	51	25.6%	47	23.6%	199
知的障がい者	61	68.5%	14	15.7%	14	15.7%	89
精神障がい者	24	32.0%	21	28.0%	30	40.0%	75
合計	186	51.2%	86	23.7%	91	25.1%	363

資料：西宮公共職業安定所 平成26年7月31日現在

※登録者のうち、「就業中」は現在就業している人、「求職中」は仕事が見つからない人、「保留中」は病気や障がいの悪化などの理由により職業紹介の対象にならない方をそれぞれ表しています

## 第2節 障がい福祉サービスの状況

### 1 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスの利用状況をみると、訪問系サービス、日中活動系サービスでは利用の増えているサービスが多くなっています。

実績値と計画値を比較すると、訪問系サービスでは、利用人数、利用時間とも計画値を超える水準で推移しています。日中活動系サービスでは、就労継続支援（B型）はほぼ見込通りで推移している一方、就労継続支援（A型）が計画値を超えて利用が増えています。また、就労移行支援については利用が減っており、計画値を下回っている状況です。短期入所は計画を上回る利用となっています。

【障がい福祉サービスの実績値・計画値の比較】

		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		実績	計画	実績	計画	実績 (見込)	計画	
訪問系サービス	人/月	109	102	120	109	126	117	
	時間/月	2,415	2,459	2,644	2,575	2,881	2,690	
	居宅介護	人/月	93		101		107	
		時間/月	1,393		1,492		1,619	
	重度訪問介護	人/月	5		5		6	
		時間/月	844		911		1,268	
	同行援護	人/月	12		15		15	
		時間/月	179		241		235	
	行動援護	人/月	0		0		0	
		時間/月	0		0		0	
日中活動系サービス								
生活介護	人/月	146	150	146	155	143	160	
	人日/月	2,904	2,786	2,921	2,879	2,945	2,972	
自立訓練(機能訓練)	人/月	4	0	4	0	3	0	
	人日/月	65	0	55	0	51	0	
自立訓練(生活訓練)	人/月	6	3	4	4	6	4	
	人日/月	107	76	86	101	127	101	
就労移行支援	人/月	12	13	10	14	11	15	
	人日/月	236	211	180	227	177	244	
就労継続支援(A型)	人/月	22	13	24	15	27	17	
	人日/月	403	203	470	235	517	266	
就労継続支援(B型)	人/月	63	64	70	69	81	74	
	人日/月	1,066	1,111	1,150	1,198	1,364	1,284	
療養介護	人/月	3	4	4	4	5	4	
短期入所	人/月	27	21	32	22	31	23	
	人日/月	171	129	210	135	202	141	

※平成24、25年度は、年間利用量の月平均値、平成26年度は見込み

※「人/月」は1月当たりの利用人数の平均を、「人日/月」は1月当たりの平均延べ利用日数を表します

居住系サービスについては、共同生活援助・共同生活介護の利用者数は、ほぼ横ばい、施設入所支援の利用者数は減少しています。

指定相談支援については、対象者やモニタリングの方法が前期計画から大きく変更されたため、計画値と実績に乖離がありますが、新しい基準において、おおむね順調に推移しています。

#### 【障がい福祉サービスの実績値・計画値の比較】

		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		実績	計画	実績	計画	実績 (見込)	計画	
居住系サービス								
	共同生活援助・介護	人/月	35	36	35	41	37	46
	施設入所支援	人/月	74	80	73	77	69	74
指定相談支援								
	計画相談支援	人/月	2	81	50	224	134	367
	地域移行支援	人/月	0	5	1	5	3	5
	地域定着支援	人/月	0	5	0	5	1	5

※平成 24、25 年度は、年間利用量の月平均値、平成 26 年度は見込み

※平成 26 年度から共同生活介護は共同生活援助へ一元化

## 2 障がい児通所支援

障がい児通所支援の利用状況については、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用が増えていく状況がみられます。特に放課後等デイサービスについては、利用量が急激に増加しており、見込量の確保が急務となっています。

#### 【障がい児通所支援の推移】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
		実績	実績	実績 (見込)
障害児相談支援	人/月	0	0	28
児童発達支援	人/月	23	28	23
	人日/月	241	302	219
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	12	16	31
	人日/月	56	120	266
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

※平成24、25年度は、年間利用量の月平均値、平成26年度は見込み

※前期計画では児童福祉法上のサービスについて計画を立てる必要がなかったため、計画数値はありません

### 3 地域生活支援事業

地域生活支援事業※のうち、必須事業については、移動支援事業で利用実績が計画値を上回る状況となっています。任意事業では、日中一時支援事業で利用人数が計画値を超えています。訪問入浴サービス事業等については、計画値と比べて利用が少ない状況となっています。

【地域生活支援事業の実績値・計画値の比較】

			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			実績	計画	実績	計画	実績 (見込)	計画
<b>必須事業</b>								
相談支援事業	障害者相談支援事業	(箇所)	4	5	4	5	4	5
	自立支援協議会		実施	実施	実施	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター		未設置	未設置	未設置	未設置	設置	設置
	基幹相談支援センター等機能強化事業	(箇所)	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業		(件/年)	0	2	1	2	2	2
意思疎通支援	手話通訳設置事業	(人/年)	1	1	1	1	1	1
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	(回/年)	184	241	186	246	200	252
日常生活用具	介護訓練支援用具	(件/年)	1	2	5	2	2	2
	自立生活支援用具	(件/年)	5	16	15	17	17	17
	在宅療養等支援用具	(件/年)	9	12	14	13	13	13
	情報・意思疎通支援用具	(件/年)	18	18	20	19	19	19
	排泄管理支援用具	(件/年)	1,051	1,069	1,082	1,092	1,060	1,116
	住宅改修費	(件/年)	2	2	3	2	2	2
移動支援事業		(時間/年)	29,044	28,874	33,267	29,643	37,202	30,434
		(人/年)	111	86	127	89	113	90
地域活動支援	I型	(箇所)	1	1	1	1	1	1
	II型	(箇所)	1	0	2	0	1	0
	III型	(箇所)	1	2	1	2	3	2
<b>任意事業</b>								
訪問入浴サービス事業		(回/年)	26	74	28	76	68	78
更生訓練費給付事業		(人/年)	6	4	5	4	5	4
自動車運転免許取得費助成事業		(人/年)	0	1	0	1	1	1
自動車改造費助成事業		(人/年)	0	2	2	2	2	2
日中一時支援事業		(回/年)	2,309	2,358	2,187	2,420	2,248	2,485
		(人/年)	69	40	86	41	78	42
緊急一時保護者制度		(回/年)	172	189	廃止			
生活訓練等事業		(回/年)	853	1,100	1,204	1,260	1,639	1,420
		(人/年)	93	47	166	54	174	60

※平成 24, 25 年度は、年間利用量、平成 26 年度は見込み

## 第3節 各種調査結果から見る現状

### 1 アンケート調査

#### (1) 調査の概要

##### ■ 調査の目的

本調査は、芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画及び芦屋市第4期障害福祉計画の策定に当たり、障がい者の日常生活の状況や障がい福祉サービスの利用状況、障がい福祉に関する意識やニーズ※などを把握し、計画策定及び今後の施策の推進に向けた基礎資料とすることを目的として実施しました。

##### ■ 回収結果

調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率
1, 347	630	46.8% (前回 49.6%)

※ 芦屋市在住（居住地特例含む）で65歳未満の障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）所持者の中から無作為に抽出しています。

※ 平成26年3月に郵送による配布・回収方法で実施

##### ■ 注意点

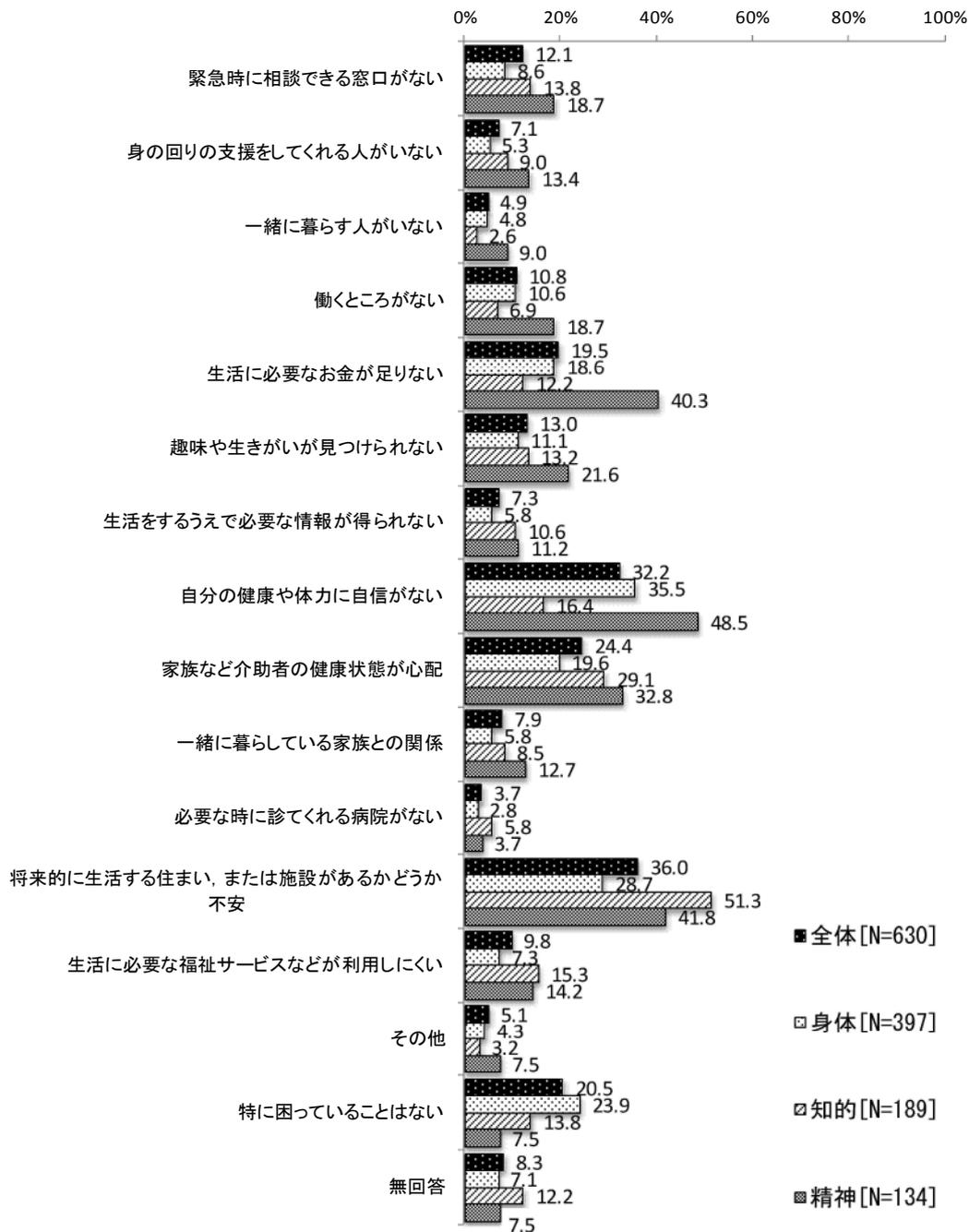
- ◆回答は、各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。
- ◆複数回答の質問は、回答比率の合計が100.0%を超えます。
- ◆図表中、帯グラフでは、表示が煩雑になるため、3.0%未満の比率については数値表示を省略しています。
- ◆図表中、「N=」と表示されている数値は回答者数、それ以外の数値は回答比率の百分率（%）です。表示が煩雑になるため、%等の単位表示は省略しています。
- ◆図表中、表示が煩雑になることを避けるため、身体障害者手帳所持者は「身体」、療育手帳所持者は「知的」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「精神」と表記しています。なお、重複手帳所持者がいるため、各手帳所持者数の合計は全体の回答者数を超えています。
- ◆グラフ及び表のN数（number of case）、「サンプル数」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。また、（SA）は単数回答の設問、（MA）は複数回答の設問を表しています。

## (2) 生活

### ① 生活での不安や困りごと (MA)

生活で困っていること・不安なことについて聞いたところ、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」「自分の健康や体力に自信がない」「家族など介助者の健康状態が心配」の割合が高くなっています。身体障がい者では、健康の不安、知的障がい者では、住まいの不安、精神障がい者では、健康、住まい、金銭的な不安をあげる人の割合が多くなっています。

#### ■ 生活で困っていること・不安なこと (MA)



前回調査と比較すると、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」について、特に知的障がい者に不安項目としてあげる人が多くなっています。

全体に生活の場の確保へのニーズが高く、また、障がいのある人の健康づくりや、介助者への健康面での支援が求められています。

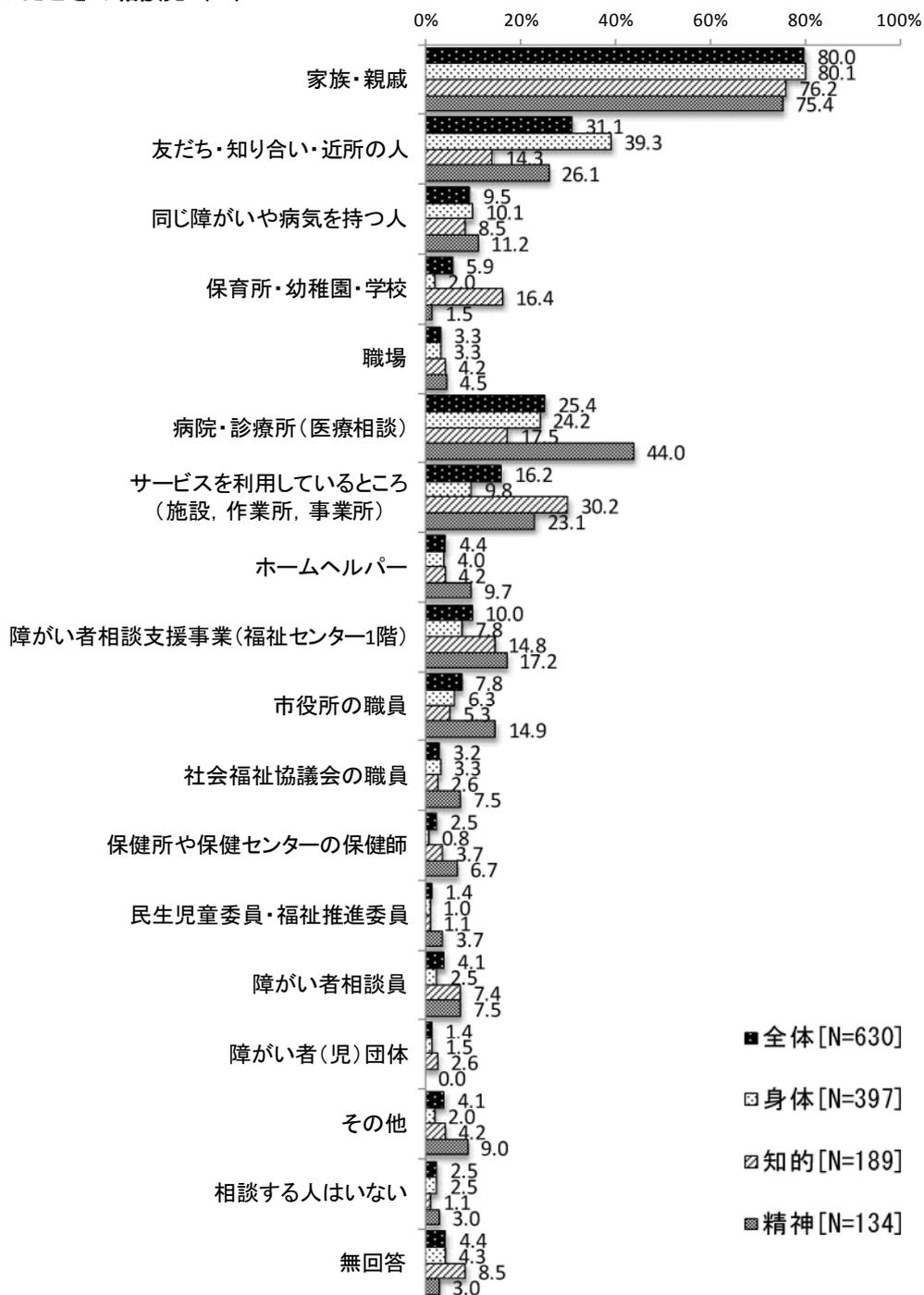
#### ■ 前回調査との比較

	身体		知的		精神	
	平成23年度	平成25年度	平成23年度	平成25年度	平成23年度	平成25年度
N=	427	397	212	189	108	134
緊急時に相談できる窓口がない	14.3	8.6	13.7	13.8	20.4	18.7
身の回りの支援をしてくれる人がいない	4.9	5.3	6.1	9.0	10.2	13.4
一緒に暮らす人がいない	3.3	4.8	1.9	2.6	6.5	9.0
働くところがない	8.7	10.6	10.8	6.9	22.2	18.7
生活に必要なお金が足りない	21.3	18.6	17.9	12.2	39.8	40.3
趣味や生きがいが見つけられない	8.0	11.1	13.2	13.2	20.4	21.6
生活をするうえで必要な情報が得られない	6.6	5.8	8.0	10.6	12.0	11.2
自分の健康や体力に自信がない	33.0	35.5	18.4	16.4	54.6	48.5
家族など介助者の健康状態が心配	19.0	19.6	28.8	29.1	29.6	32.8
一緒に暮らしている家族との関係	6.6	5.8	8.0	8.5	23.1	12.7
必要な時に診てくれる病院がない	5.9	2.8	7.5	5.8	7.4	3.7
将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安	22.0	28.7	44.3	51.3	40.7	41.8
生活に必要な福祉サービスなどが利用しにくい		7.3		15.3		14.2
その他	1.9	4.3	3.8	3.2	8.3	7.5
特に困っていることはない	24.6	23.9	17.0	13.8	5.6	7.5
無回答	7.7	7.1	9.0	12.2	4.6	7.5

## ② 相談先

相談相手については、「家族・親戚」が8割を占め、次いで「友だち・知り合い・近所の人」「病院・診療所（医療相談）」となっています。身体障がい者では「友だち・知り合い・近所の人」、精神障がい者では「病院・診療所（医療相談）」の割合が高くなっています。また、「障がい者相談支援事業（福祉センター1階）」については、全体で1割となっており、特に精神障がい者の割合が高くなっています。

### ■ 困ったときの相談先（MA）



前回調査と比較すると、「障がい者相談支援事業」を相談先としてあげる割合が高くなっている傾向がみられます。

家族や身近な知り合いなどに相談する傾向がみられますが、制度が複雑化していくなかで、より専門的な見地からの助言などが必要になってきます。「障がい者相談支援事業」の利用が増えていることはこれまでの取り組みの成果であり、引き続き機能を充実させていく視点が求められます。

#### ■ 前回調査との比較

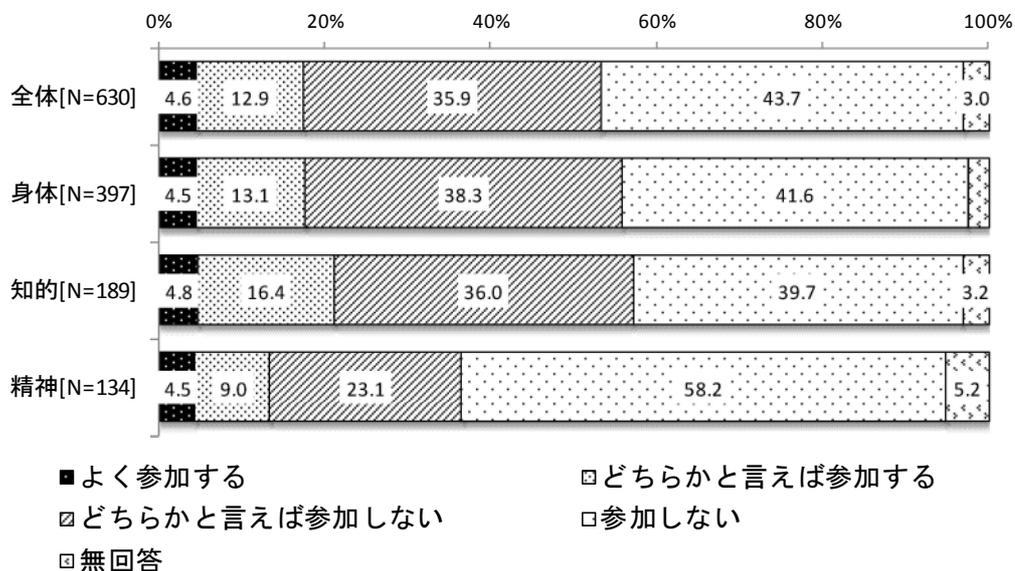
	身体		知的		精神	
	平成23年度	平成25年度	平成23年度	平成25年度	平成23年度	平成25年度
N=	427	397	212	189	108	134
家族・親戚	81.3	80.1	75.9	76.2	74.1	75.4
友だち・知り合い・近所の人	37.0	39.3	13.2	14.3	29.6	26.1
同じ障がいや病気を持つ人	9.4	10.1	9.0	8.5	18.5	11.2
保育所・幼稚園・学校	2.8	2.0	16.0	16.4	2.8	1.5
職場	5.4	3.3	5.2	4.2	5.6	4.5
病院・診療所(医療相談)	25.3	24.2	17.9	17.5	50.9	44.0
サービスを利用しているところ (施設, 作業所, 事業所)	11.7	9.8	37.3	30.2	22.2	23.1
ホームヘルパー	3.7	4.0	3.3	4.2	9.3	9.7
障がい者相談支援事業(福祉センター1階)	4.4	7.8	11.8	14.8	12.0	17.2
市役所の職員	6.6	6.3	8.0	5.3	10.2	14.9
社会福祉協議会の職員	1.2	3.3	0.9	2.6	2.8	7.5
保健所や保健センターの保健師	2.1	0.8	1.4	3.7	11.1	6.7
民生児童委員・福祉推進委員	0.9	1.0	0.0	1.1	0.9	3.7
障がい者相談員	2.1	2.5	6.1	7.4	6.5	7.5
障がい者(児)団体	0.9	1.5	1.4	2.6	0.0	0.0
その他	1.4	2.0	2.4	4.2	5.6	9.0
相談する人はいない	2.6	2.5	0.9	1.1	3.7	3.0
無回答	3.0	4.3	6.1	8.5	5.6	3.0

### ③ 地域とのつながり

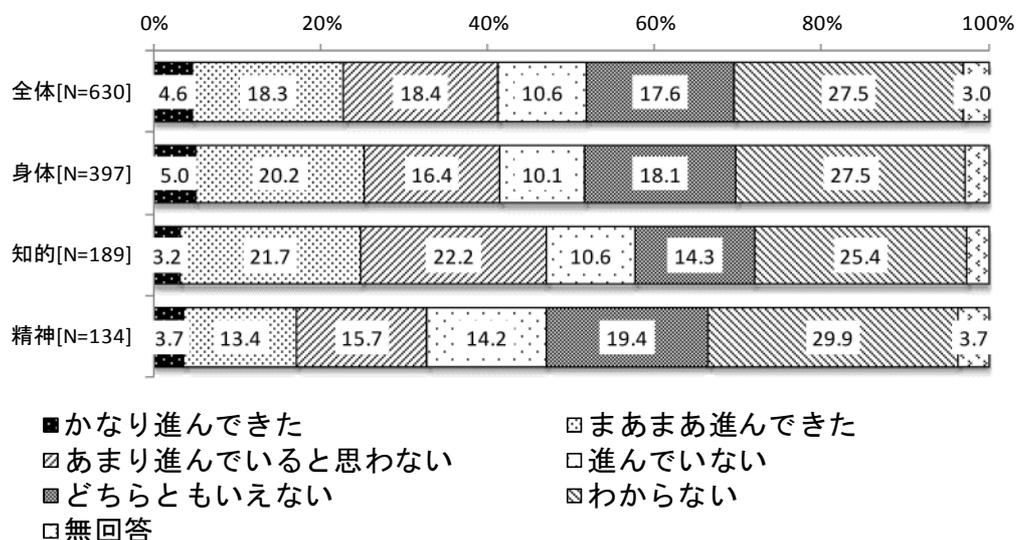
地域の行事・活動への参加状況を聞いたところ、「参加しない」「どちらかと言えば参加しない」という回答割合で8割近くを占めています。障がいのある人に対する地域の理解については、「進んできた」という回答よりも「進んでいるとは思わない」という回答割合が高くなっており、地域とのつながりについてはさらなる改善が求められます。

また、協力できそうな地域活動を聞いたところ、「地域の人たちの交流行事（運動会、防災訓練、夏祭りなど）に参加」「自分たちと同じ障がいのある人の話し相手・相談相手」が高い割合になっています。参加協力できる活動を中心に、活動機会を増やすよう取り組んでいくことが求められます。

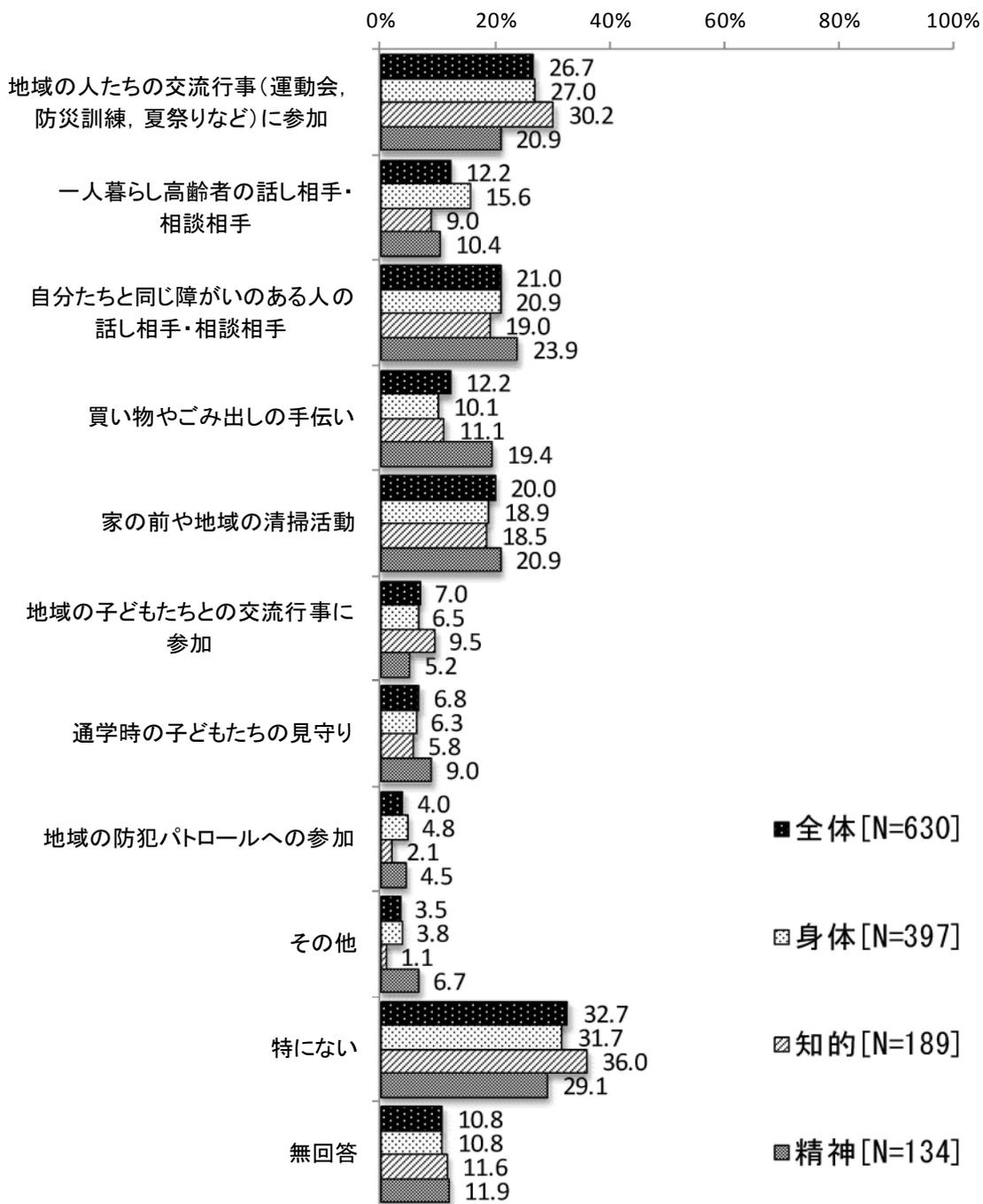
#### ■ 地域の行事・活動への参加状況（SA）



#### ■ 障がいのある人に対する地域の理解（SA）



■ 協力出来そうな地域活動 (MA)

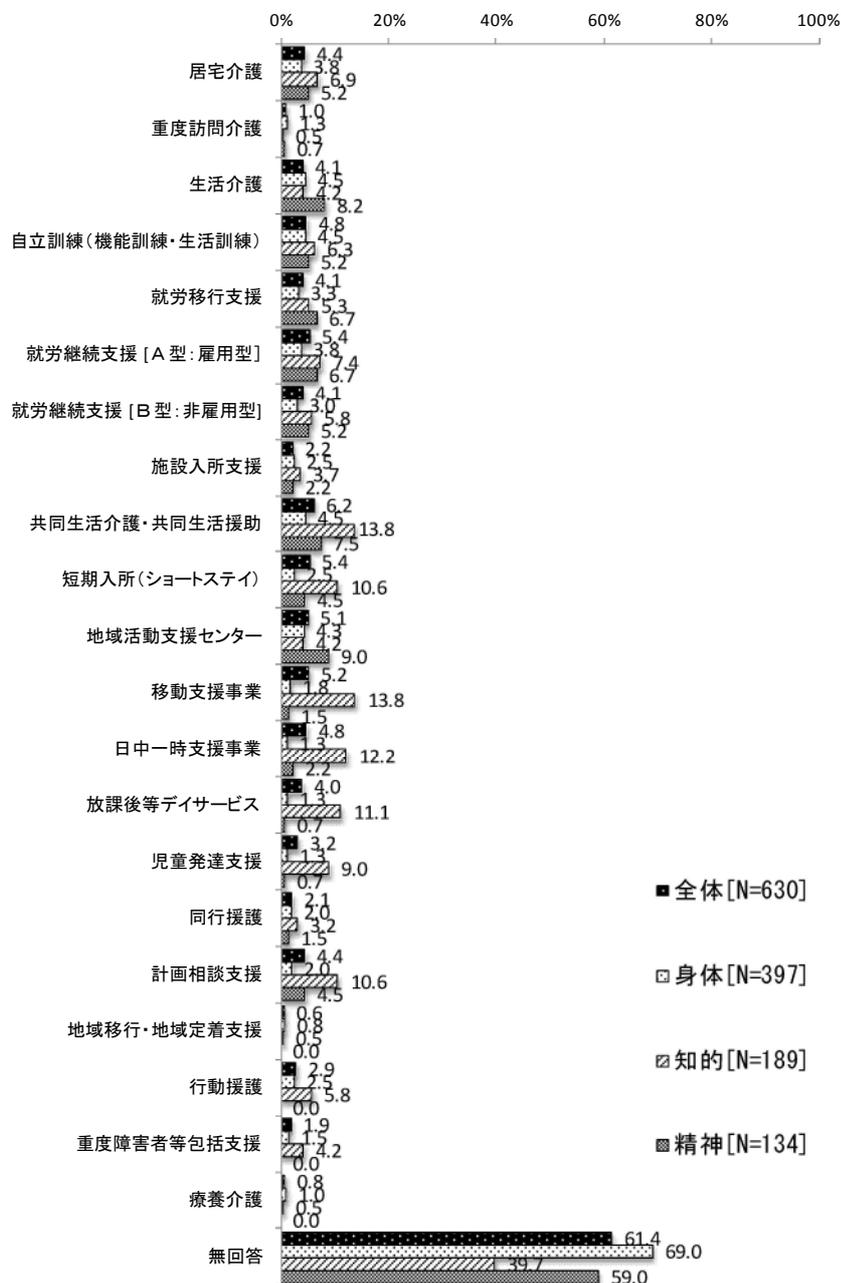


#### ④ 今後利用したい障がい福祉サービス (MA)

今後3年以内に利用したいサービスを聞いたところ、全体の中では「共同生活介護(ケアホーム)・共同生活援助(グループホーム※)」「就労継続支援 [A型:雇用型]」「短期入所(ショートステイ)」「移動支援事業」を利用したいと思っている人が多くなっています。

「共同生活介護(ケアホーム)・共同生活援助(グループホーム)」は、『生活での不安や困りごと』にも表れているように、将来の生活の場に対する不安があることから、「共同生活介護(ケアホーム)・共同生活援助(グループホーム)」のニーズが高くなっていると考えます。また、就労継続支援、移動支援へのニーズが高いなど生活の自立を目指す意向がみられ、これらのサービスの充実が重要となります。

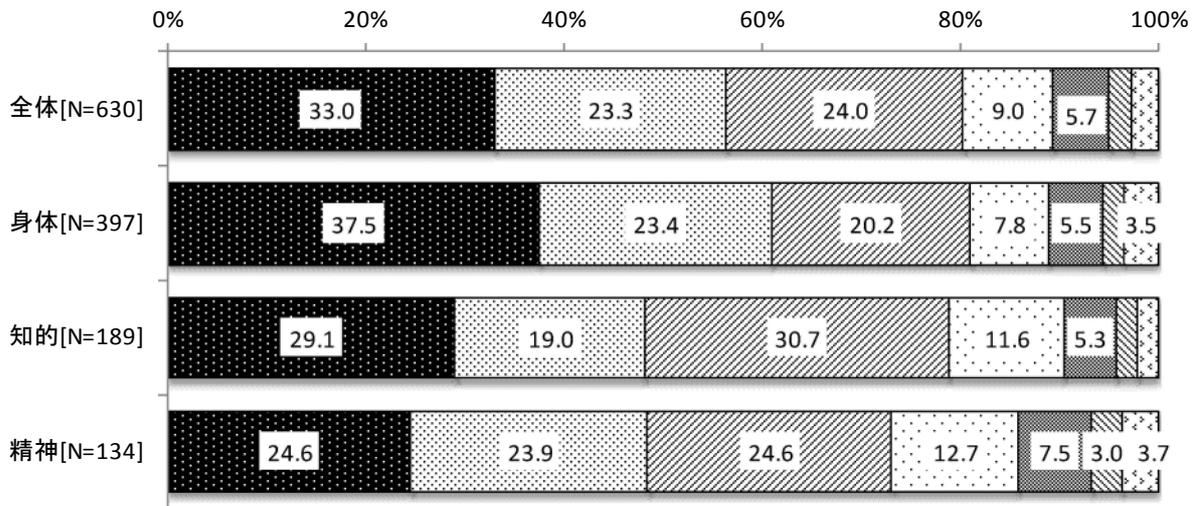
#### ■ 今後3年以内に利用したいサービス (MA)



⑤ 外出

通学, 通勤, 通所や通院以外での外出の頻度について聞いたところ, 「ほとんど毎日」が 33.0%, 「週に1回くらい」が 24.0%, 「週に3・4回くらい」が 23.3%となっています。「ほとんど外出しない」が 5.7%, 「まったく外出しない」が 2.2%みられます。身体障がい者で比較的外出する人が増えています。

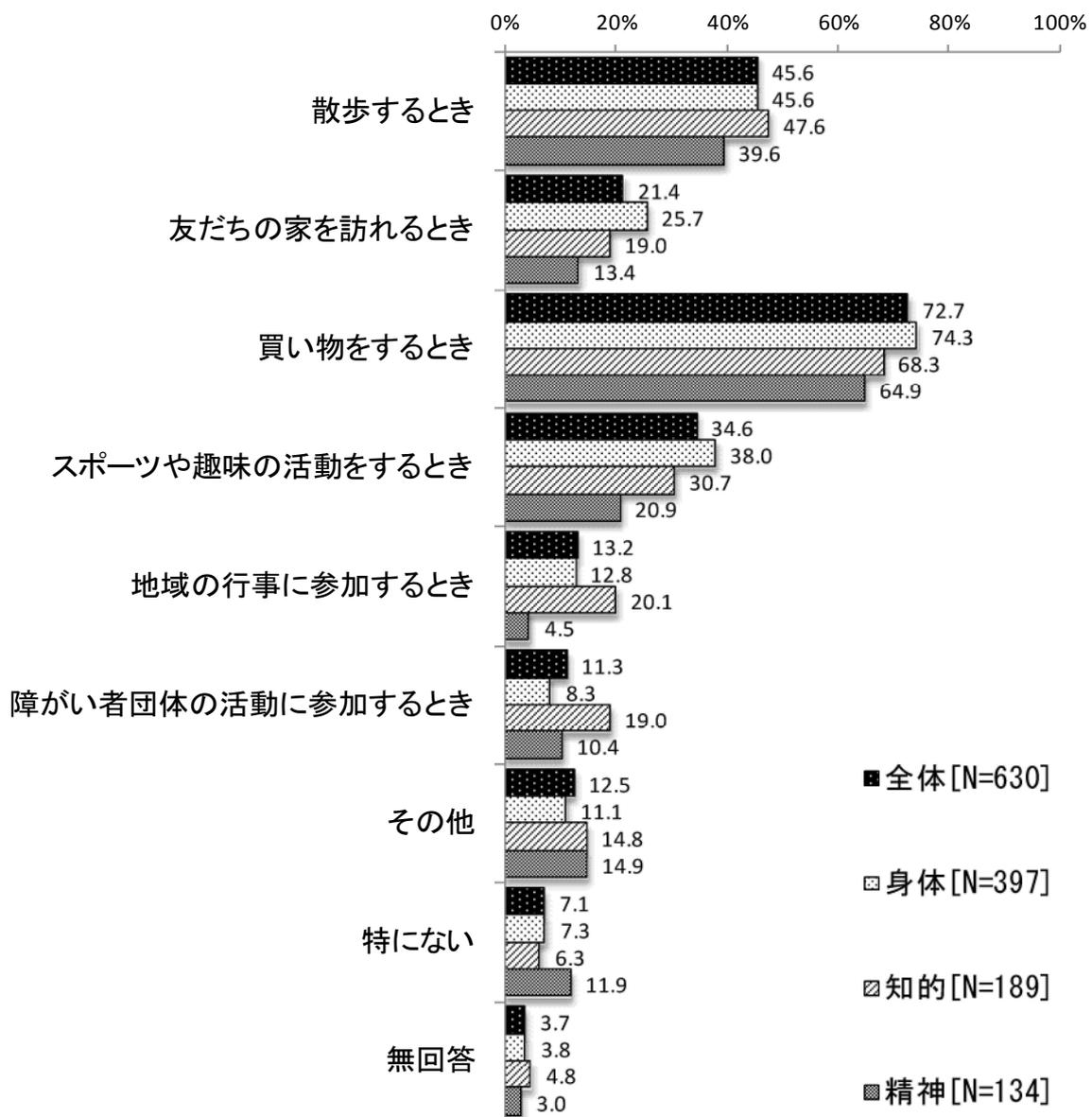
■ 外出の頻度 (SA)



- ほとんど毎日
- ▨ 週に3・4回くらい
- ▩ 週に1回くらい
- ▤ 月に1・2回くらい
- ほとんど外出しない
- ▨ まったく外出しない
- 無回答

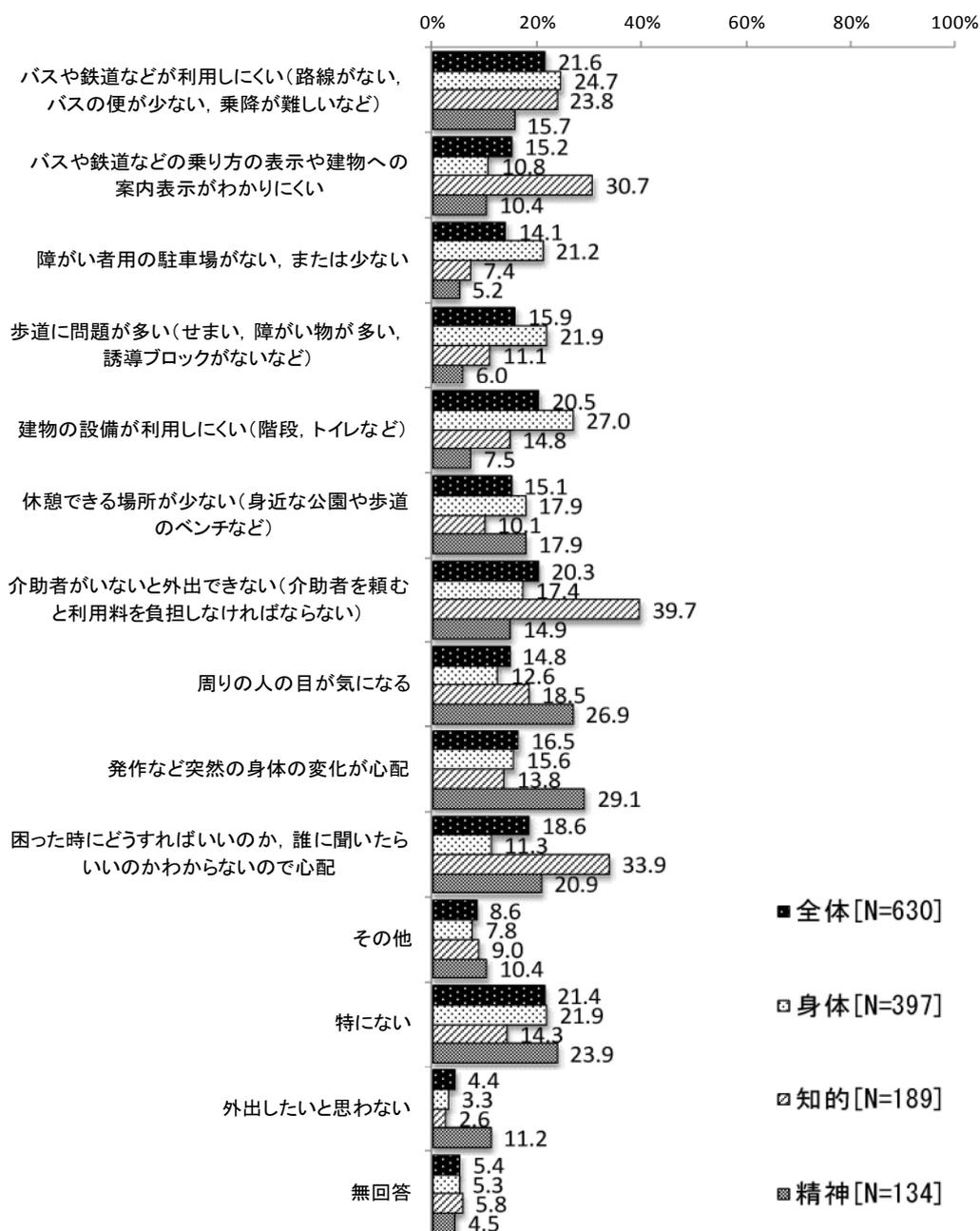
通学、通勤、通所や通院以外で外出したいと思うときは、「買い物をするとき」が72.7%と高い割合であり、次いで「散歩するとき」「スポーツや趣味の活動をするとき」となっており、前回調査結果と変わっていません。日常的な買い物などの活動は、障がいのある人の日常生活に活力をもたらす機会でもあることから、着眼すべき視点となります。

■ 通学、通勤、通所、通院以外で外出したいと思うとき (MA)



外出時に不便に感じることや困りごとについては、全体に「バスや鉄道などが利用しにくい」「建物の設備が利用しにくい」の割合が高くなっています。知的障がい者では「介助者がいないと外出できない」「困った時にどうすればいいのか、誰に聞いたらいいのかわからないので心配」「バスや鉄道などの乗り方の表示や建物への案内表示がわかりにくい」が、精神障がい者では「発作など突然の身体の変化が心配」「周りの人の目が気になる」の割合がそれぞれ高くなっています。公共交通機関の利便性向上や施設等のバリアフリー化などを引き続き進めるとともに、障がいに対する地域の理解や支援方法などを学ぶ機会の確保などの視点が重要となります。

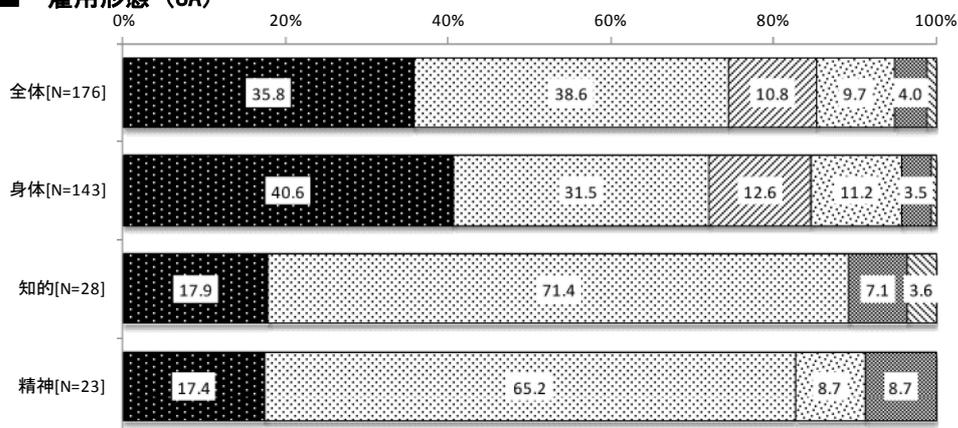
### ■ 外出時に不便に感じることや困りごと (MA)



### (3) 仕事

会社や自宅で仕事をしている障がい者の雇用形態については、身体障がい者は「正社員・正職員」の割合が高くなっています。知的障がい者、精神障がい者では「パート・アルバイト、嘱託職員、派遣職員」という非正規の割合が7割前後と高く、「正社員・正職員」は2割弱にとどまっています。今後3年以内に利用したいサービスの項目で「就労継続支援 [A型：雇成型]」が比較的高くなっていたことを踏まえると、正規雇用が可能な人については、正規雇用に向けた支援体制を充実させることが重要となります。また、「パート・アルバイト、嘱託職員、派遣職員」など、障がいに応じた働く場の確保又は就労への支援を充実させることが必要となるとともに、賃金向上の働きかけなどの視点も求められます。

#### ■ 雇用形態 (SA)



■ 正社員・正職員

□ パート・アルバイト、嘱託職員、派遣職員

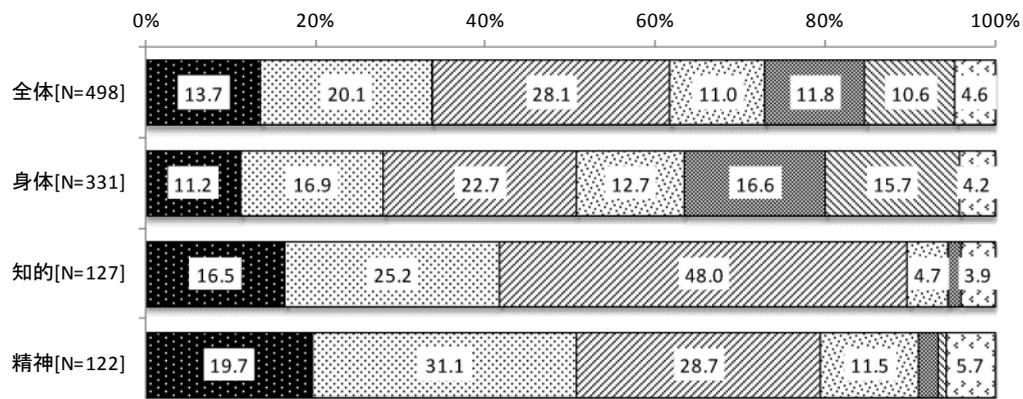
□ 経営者、役員

□ 自営業主、家族従業員

■ その他

■ 無回答

#### ■ 年収 (SA)



■ 0～50万円未満

□ 50～80万円未満

□ 80～130万円未満

□ 130～200万円未満

■ 200～400万円未満

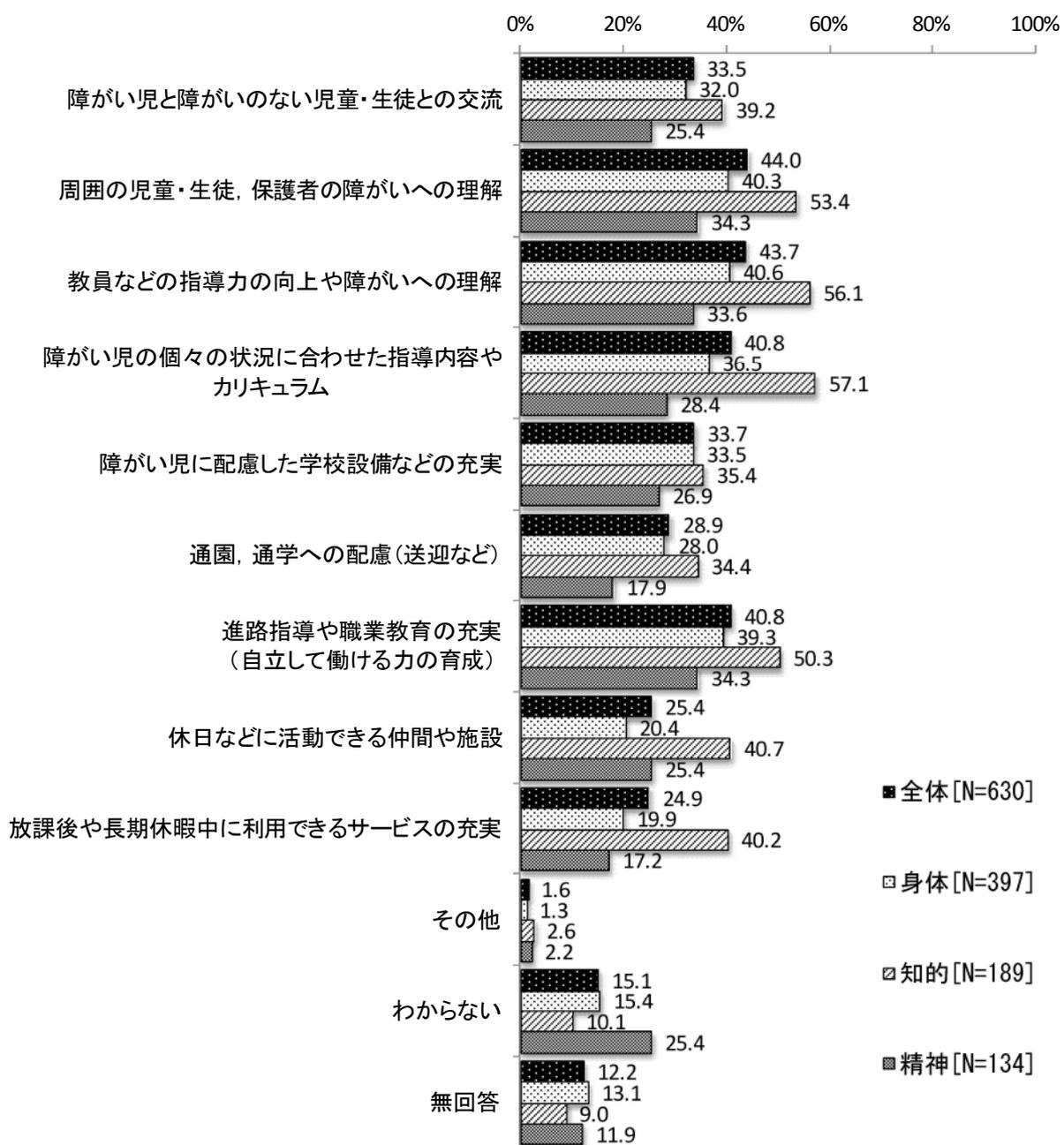
■ 400万円以上

□ 無回答

#### (4) 教育

保育・教育について今後特に必要と思うものを聞いたところ、「周囲の児童・生徒、保護者の障がいへの理解」「教員などの指導力の向上や障がいへの理解」「障がい児の個々の状況に合わせた指導内容やカリキュラム」「進路指導や職業教育の充実（自立して働ける力の育成）」の割合がいずれも4割と高くなっています。保護者や児童・生徒、教員が障がいについて正しい理解と協力・支援ができるように働きかけていくとともに、進路指導なども含め、子どもたちの状況に応じた適切な指導を行えるようカリキュラムの充実や教員の指導力を高めることが求められます。

##### ■ 保育・教育について今後特に必要と思うこと (MA)

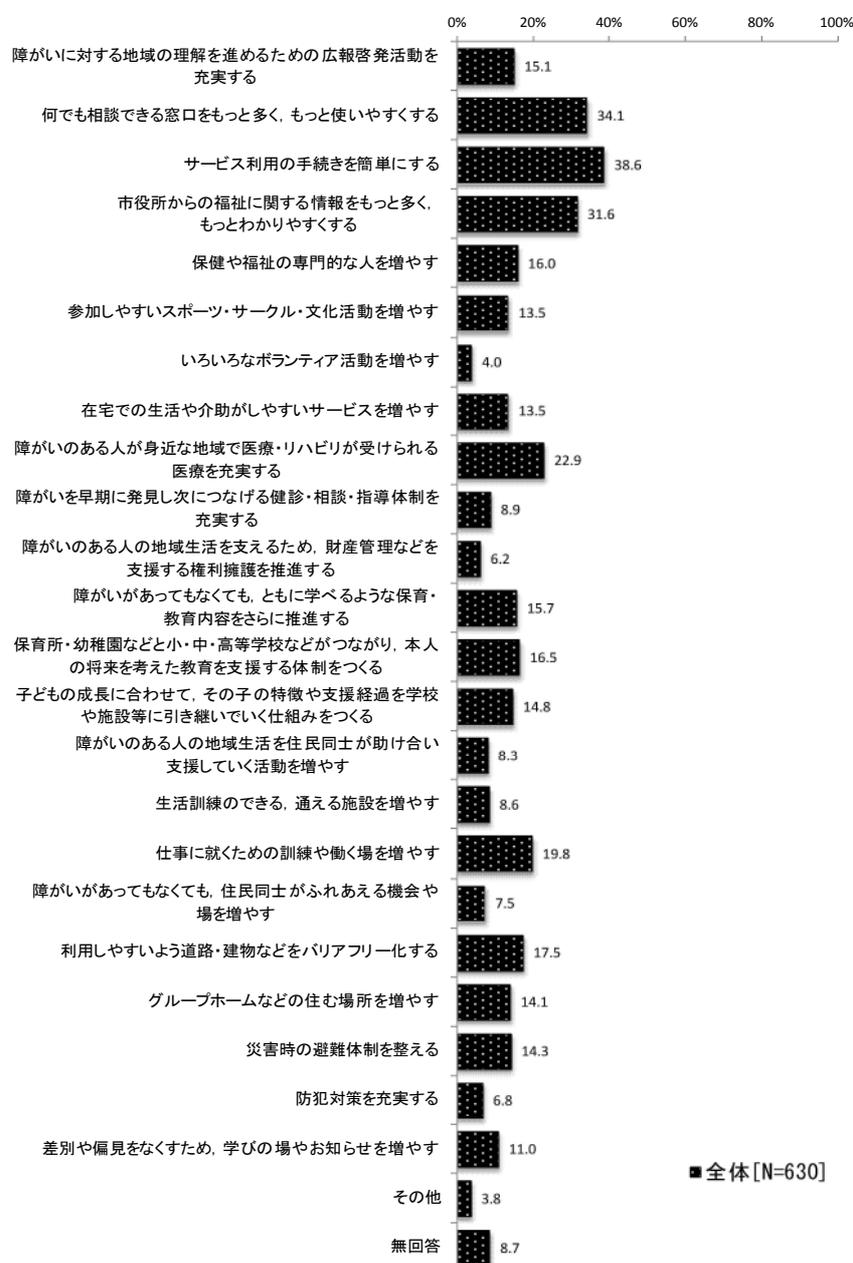


## (5) 住みよいまちとするために必要なこと

障がい施策で期待・重要視するものについて聞いたところ、「サービス利用の手続きを簡単にする」「何でも相談できる窓口をもっと多く、もっと使いやすくする」「市役所からの福祉に関する情報をもっと多く、もっとわかりやすくする」などの割合が高く、情報をわかりやすく知る手段や機会の充実、サービスの利用しやすさなどをより一層充実させていく視点が求められます。

また、「障がいのある人が身近な地域で医療・リハビリが受けられる医療を充実する」などの割合が高くなっており、医療関連施策や就労支援施設の充実が求められています。まちづくりの観点から施設・道路等のバリアフリー化やグループホーム等の住まいの確保支援を考える必要があります。

### ■ 障がい施策で期待・重要視するもの (MA)



## (6) アンケート調査結果から見る課題

アンケート調査結果から主な課題を整理すると以下のようになっています。

項目	課題	施策の方向
生活	障がい福祉サービスの充実	■ 障がい福祉サービスの充実
	障がいのある人の健康づくり	■ 障がいの早期発見・早期対応
	介護者に対する支援の充実	■ 障がい福祉サービスの充実 ■ 相談支援体制の充実
	支援者の確保	■ 地域福祉活動の促進
	関係機関との連携による相談体制の充実	■ 相談支援体制の充実
	相談支援の充実	■ 相談支援体制の充実
	地域の中で孤立する障がいのある人や支援者への対応	■ 交流活動の充実 ■ 地域福祉活動の促進
	外出支援の充実	■ 障がい福祉サービスの充実
	公共交通機関等のバリアフリー化	■ 生活環境の整備
	障がいに対する地域の理解	■ 広報啓発活動の充実
休日・長期休暇における日中活動の場の充実	■ 障がい福祉サービスの充実	
仕事	障がいに応じた働く場の確保	■ 就労支援の充実
	民間企業等への就労条件の向上等働きかけ	■ 就労支援の充実
教育	進路を見据えた指導・教育の充実	■ 一貫した教育支援体制の構築
	教員の指導力の向上	■ 一貫した教育支援体制の構築
まちづくり	道路・建築物のバリアフリー化, わかりやすい標識などの設置	■ 生活環境の整備
	居住の場の充実・確保	■ 生活環境の整備 ■ 障がい福祉サービスの充実
	就労に向けた訓練の場の充実	■ 就労支援の充実
	相談支援の充実	■ 相談支援体制の充実
人権	障がい者の権利擁護の推進	■ 権利擁護の推進



### (3) 相談体制

#### 【主な意見】

##### <相談支援機能>

###### 【団体】

- ・相談支援体制の充実は、問題解決の入り口として、また、早期発見・早期治療のためにも重要な機能。
- ・ピアサポート※の担い手として務めているが、相談がなかなか出てこず、あまり受けたことはない。
- ・相談員の成り手が不足。

###### 【事業所】

- ・職員の専門性の向上が必要。
- ・「障がい者相談支援事業所」等の充実と体制強化が必要。
- ・福祉現場の人材不足。
- ・福祉人材が増えることで社会資源の増加にもつながるので、人材育成には力をいれるべき。

##### <相談支援機関のあり方>

###### 【事業所】

- ・計画相談員が本人の意思を尊重した形で、本人に合ったサービスの選択ができるようにする。
- ・他事業所との交流をもっとしていきたい。
- ・職員の質の確保及び人材育成が課題となっている。
- ・他事業所や役所など、多職種連携によるケースカンファレンス※などが必要。
- ・相談支援事業所や社会福祉協議会、権利擁護支援センターなどとの密接な連携。

##### <多様な情報・対応策の確保>

###### 【事業所】

- ・情報提供、様々なジャンルの情報を配信する必要がある。
- ・引きこもり事例について、受け皿となる社会資源や手立てがないことが課題。

#### 課題

- 相談員の育成・確保支援
- 相談機能についての周知徹底
- 相談支援事業所間及び関係する機関との連携強化
- 相談者のニーズに対応できる情報収集や対応方法の研究・蓄積

#### 【施策の方向】

- 相談支援体制の充実

#### (4) 権利擁護

##### 【主な意見】

##### 【団体】

- ・成年後見の必要性について理解を促していく必要がある。
- ・法人で成年後見を受けることができるようにしてほしい。

##### 【事業所】

- ・サービス事業所としても、成年後見事業を推進して行ってほしいと考えている。



##### 課題

- 成年後見制度※の理解促進
- 法人成年後見制度の体制づくりの支援

##### 【施策の方向】

- 権利擁護の推進
- 相談支援体制の充実

## (5) 学校教育の充実

### 【主な意見】

#### <サポートファイル※>

##### 【団体】

- ・サポートファイルの有効活用を含め、学校での福祉教育の充実に期待。
- ・対応が必要な子どもは学校内の話し合いだけでなく、外部も入れた検討を行って決めてほしい。

##### 【事業所】

- ・サポートファイルは福祉間だけでなく、教育との連携も必要。

#### <福祉教育>

##### 【団体】

- ・視覚障がい者・内部障がい者への理解を深めるために、話や視覚障がい者体験などを子どもが聞くような活動をこれからも続けたい。

#### <指導力（進路指導含む）>

##### 【団体】

- ・中学校への訪問や体験。
- ・一人ひとりの子どものことをもっと考えてもらえるシステム。
- ・様々な行事に参加していろいろな人と接することも、その子どもの成長に影響を与えてくれる。
- ・特別支援学校との交流を行って、専門の先生の意見を聞く機会を作ってほしい。
- ・先生のスキルアップもあわせて必要である。

### 課題

- サポートファイルが有効に機能する運用方法の検討
- 子どもたちが福祉を学ぶ機会の充実
- 子どもの状況に応じた指導の充実

### 【施策の方向】

- 一貫した教育支援体制の構築
- 福祉教育の推進

## (6) 地域生活

### ① 日常生活

#### 【主な意見】

##### <ボランティア>

###### 【団体】

- ・地域活動やボランティア活動を通して障がいについて知ってもらうことが重要である。
- ・会場設営や受付、あるいは片づけ、気軽に会の始まりと終わりに力仕事をしていただけるボランティア、ちょっとした時に手伝ってくれる人がいるとありがたい。
- ・地域福祉アクションプログラム推進協議会・芦屋ボランティア連絡会に協力してもらっていることがあるが、それはとてもありがたい。
- ・もっと様々なことを障がい者ができるようにするためにも、ボランティア団体とのつながりが必要。
- ・資源の少ない芦屋市の実情を考慮すると、場所を有効に活用する工夫が必要。
- ・各種障がい者施設でも横の連携をとり、イベントの立案を工夫しボランティア組織（社会福祉協議会）の協力の下、芦屋の資源を活用していくべき。

###### 【事業所】

- ・障がいのある人たちがもっと集える場所があるとよい。

##### <広報啓発>

###### 【団体】

- ・広報あしやに写真も掲載してもらってPRしたい。
- ・12月の障害者週間の際に啓発イベントなどを開催すれば、さらによいと思う。
- ・作品展を通して障がい者の存在や様々な作品を作り活動をしていることをもっと知ってもらいたい。
- ・市民運動会については、積極的にPRし来てもらって触れ合って、知ってもらうことが大事であり、参加者がもっと増えればよいと思う。

##### <医療>

###### 【団体】

- ・歯の状態が相当悪く、歯の正しい磨き方もできていないため、歯科医師会の協力が必要。

###### 【事業所】

- ・病院との連携。

<災害時>

【団体】

- ・福祉避難所のガイドラインはイラストなどを用いて分かりやすくして、意思疎通の手段として利用したい。
- ・災害時の対応が難しいが、大切なのは隣近所の支援である。

課題

- ボランティアの確保
- 活動場所の確保
- 障がいへの理解促進のための広報活動の充実
- 利用者のニーズに応える医療の確保・連携
- 利用者の居宅生活を支える福祉サービスの充実
- 災害時の避難等わかりやすい対策の充実

【施策の方向】

- 交流活動の充実
- 障がい福祉サービスの充実
- 地域福祉活動の促進
- 生活環境の整備
- 広報啓発活動の充実
- 医療関連施策の充実
- 防災・防犯対策の充実

## ② 障がい福祉サービス

### 【主な意見】

#### <福祉サービス>

##### 【団体】

- ・重度訪問介護が必要なのは、親が寝込んでしまって子どもが一人になったときなどの緊急の場合だが、そのサービスがない。
- ・発達障がいへの対応をより充実させてほしい。

##### 【事業所】

- ・地域移行を勧めたいが、市内に地域資源がない。
- ・利用者の生活課題が多様化。

#### <暮らしの場>

##### 【団体】

- ・親子が離れ離れにならず交流できれば、最後まで楽しく過ごせる。

#### <ライフステージ※を通じた段差のない支援>

##### 【団体】

- ・赤ちゃんから大人になるまで分かってもらえるシステム

### 課題

- 生活の場の確保
- 日中活動の場の確保
- 緊急時のケア体制の確保
- 発達障がいへの対応充実
- ライフステージを通じた支援体制

### 【施策の方向】

- 障がい福祉サービスの充実
- 生活環境の整備
- 一貫した教育支援体制の構築

### ③ 就労

#### 【主な意見】

##### <就労継続支援>

###### 【団体】

- ・精神障がい者は精神面をフォローする体制の構築が必要。

###### 【事業所】

- ・一般就労として短期間雇用が増える中で、仕事と仕事の間空き時間をどのようにケアするかが課題である。
- ・雇用先に障がい特性などの理解がなければ、ジョブコーチ※などのように手厚い支援が必要であり、また、受入先が福祉的な考えをもっていること、あるいはジョブコーチの役割を果たす人がいることが必要。

##### <就労先>

###### 【団体】

- ・就労先の開拓。
- ・障がい者雇用の啓発活動。

###### 【事業所】

- ・事業所間の連携の中で、学校卒業後の福祉的就労※先との連携に取り組む。

##### <収入改善>

###### 【事業所】

- ・就労収入の確保。
- ・障がい者の地位向上が図れる授産製品などを開発し、障がい者の賃金向上につなげる。

#### 課題

- 就労継続が出来るための支援充実
- 就労先の開拓のための民間との連携強化
- 賃金向上に向けた働きかけ

#### 【施策の方向】

- 就労支援の充実
- 広報啓発活動の充実

## 第3章 計画の基本方向

### 第1節 計画の基本理念

本市では、第4次芦屋市総合計画に基づき、まちの将来像である「自然とみどりの中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」を目指し、「人と人がつながって新しい世代につなげる」「人々のつながりを安全と安心につなげる」「人々のまちを大切に作る心や暮らし方をまちなみにつなげる」「人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる」を「芦屋のまちづくりの基本方針」として取り組んでいます。また、同計画では、保健医療福祉の視点から見た将来像・10年後の姿として「全ての市民が生涯安心して、生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち」を示し、支えあいの地域力を高めることや、まちぐるみの保健医療福祉ネットワークづくり、ユニバーサルデザイン※のまちづくりなどを位置づけています。

本市は兵庫県下でも人口密集地である阪神南圏域にあり、人口規模の大きな西宮市、尼崎市に民間事業者のサービス拠点が立地する傾向にあるなかで、本市の限られた市域のなかにすべての福祉資源を確保することが難しく、阪神南圏域を中心に他市との連携が必要となっています。一方、地域には様々な活動団体や事業所が増えてきており、相互の情報共有や連携した活動があれば、より力を発揮できると考えられます。また、地域・学校・家庭の連携が必要な子どもへの支援や、身近な相談機能、地域での自立した生活への支援など、地域を軸に整備が求められる事業を重点的に行うなど、本市の特徴を踏まえた取り組みが求められると考えます。

本市では、既に多様に活動している市民、各種団体、サービス提供事業所、企業、行政、医療・教育・就労等の関係機関が相互に連携し、共に力を合わせ、障がいのある人すべてが社会の一員として人権が尊重されるまちづくりを行うとともに、障がいのある人が持てる能力を最大限に発揮し、地域社会の一員としてともに生き、支え合うまちとしていくことを目指した前期計画の基本理念を継承し、以下のように定めます。

障がいのある人もない人も、住みなれた地域で  
自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋

## 第2節 計画の基本目標

### 1 地域で安心して生活できる基盤づくり

本計画の基本理念に基づき、障がいのある人が自ら選択した地域で安心して生活できることを目指し、必要な基盤づくりに取り組んでいきます。

国の第3次障害者基本計画に示されているように、障がいのある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進することが求められています。本市の相談支援事業は、利用者が増加しており、提供側の体制構築も一定進んでいることを踏まえ、今後は、総合的な相談対応の定着と本人の意思を尊重した相談機能のより一層の充実に取り組みます。

また、障がいのある人の地域生活を支えるためには、支援をする人材の確保やニーズに合うサービス体制の確保が重要となります。家族介護者等が高齢化しているなかで、一人ひとりの障がいの状況や生活ニーズに応じた支援を行っていくためには、保健・医療・福祉サービスの量的・質的な充実とともに、既存の各機関が連携しノウハウや資源を補い合うなどの取り組みが進むよう、ネットワーク活動の充実が必要となります。

さらに、障がいのある人一人ひとりが、障がいに応じた自立のスタイルを確立するためには、障がいの早期発見と早期対応は最も重要となります。各種健診を通じて発達の遅れや障がい疑われる乳幼児を早期発見し、療育や障がいに応じた訓練へとつなぐことができるよう、関係機関等と連携し支援体制づくりを進めます。また、医療との連携は重要であり、自立支援給付をはじめとする各種障がい福祉サービスや医療関連施策の充実と基盤整備に努めます。

### 2 共に学び共に地域で活動できる体制づくり

障がいに対する地域の理解を深め、地域で共に暮らす意識とともに、差別意識や偏見をなくす人権意識、そして支援を必要とする人を住民同士で助け合い、支え合う福祉意識を高めていくために、より一層の啓発活動が必要です。障がいへの理解を深めるための広報・啓発活動をはじめ、障がいのある人が地域活動に参加していくことができるよう交流や触れ合いの機会を充実していくとともに、子どものころから人権教育及び福祉の心を育てる教育を進め、心のバリアフリー化を推進します。

また、子どもの頃から、持てる能力や可能性を最大限に引き出すための教育の充実は重要なものとなります。さらに国連の障害者権利条約に批准したこともあり、インクルーシブ教育※の実現を視野に入れた教育体制の構築が一層求められます。乳幼児期から学校卒業後の進路を見据えた教

育・育成支援を障がいのある子ども一人ひとりの教育ニーズに応じて指導できるよう、共に学べる体制の整備・充実を図ります。

また、ボランティアの育成やNPO、当事者団体の活動の促進を図りつつ、相互がつながる機会を増やしていくとともに、地域福祉活動を促進し、障がいのある人が地域で安心して生活し続けられるよう、住民同士で支え合い、協力できる地域づくりを推進します。

### 3 適性に応じて能力を発揮し、いきいきと働くことができる環境づくり

働くことにより自らの生活を支え、社会参加や自己実現、生きがいを得ることができるように取り組むことは、自立した生活の実現に向けて重要です。平成 25 年に制定された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）及び平成 25 年に改正された障害者雇用促進法に基づき、障がい者就業・生活支援センター等と連携し、障がいの特性に応じた就労支援を推進し、障がいのある人が適性に応じて能力を発揮し、意欲を持っていきいきと働くことができる環境づくりに取り組んでいきます。

また、文化・スポーツ・レクリエーション活動や生涯学習活動等を通して地域のまちづくり活動に主体的に参加できるよう、関係機関、団体、地域等と連携し、様々な社会参加の場、生きがいの場の拡充を引き続き図っていきます。

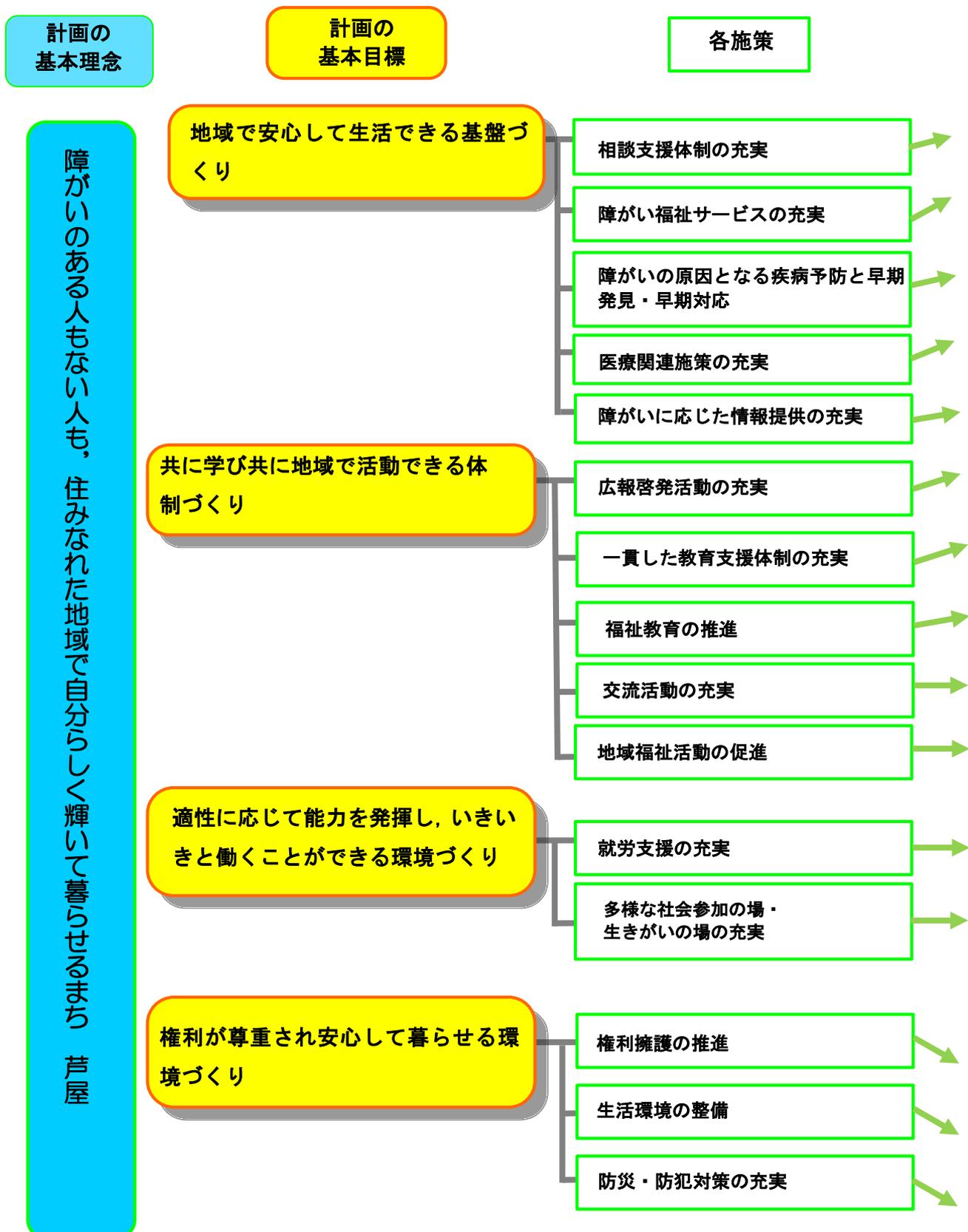
### 4 権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり

障がいのある人が安心して地域で暮らし、様々な活動に参加しやすい環境となるよう、道路・公園・公共交通機関・住宅・建築物等に対するバリアフリー化を引き続き推進します。また、各種の施設・設備の整備に当たっては、案内表示の分かりやすさなどユニバーサルデザインの考えのもと福祉のまちづくりを進め、安心・安全な環境の整備を図ります。

一方、障がいのある人が災害や犯罪等の被害に巻き込まれることを防ぐシステムづくりについても地域、関係機関と連携し、整備・充実を図ります。

また、本人の障がいに応じた適切なサービスの利用や地域生活の実現が図れるよう、自立支援協議会と連携した支援体制の充実と、障がいのある人の権利を擁護する体制づくりに取り組むなど、本人の権利が尊重され、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

### 第3節 施策の体系



## 各取り組み

## 重点 プロジェクト

【充実】 相談支援事業の実施，自立支援協議会の開催，障がい者基幹相談支援センター機能の充実  
【継続】 芦屋市地域福祉推進協議会の開催，民生委員・児童委員との連携，計画相談支援事業の実施，多様な連携による支援

【新規】 地域生活支援拠点の整備，生活困窮者自立支援法による事業との連携  
【継続】 日中活動系サービスの実施，地域生活支援事業の実施，みどり地域生活支援センターの運営，各種障がい者手帳の交付，税の軽減等の実施，タクシー利用料金等の助成等

【継続】 妊産婦健康教育・相談の実施，妊婦健康診査費助成事業の継続，母子保健訪問指導の実施，乳幼児健康診査の実施，療育支援相談の実施，発達障がい児・者への支援，特定健康診査・特定保健指導の実施等

【新規】 医療型短期入所の実施  
【継続】 自立支援医療の給付（再掲），福祉医療費助成事業の実施，障がい児機能訓練事業等の実施（再掲），障がい歯科診療の実施

【継続】 意思疎通支援事業の実施，「障がい福祉のしおり」の発行，情報・意思疎通支援用具の給付，多様な機関・団体等への情報提供

【継続】 広報紙・ホームページ等による啓発，マスメディアの活用

【充実】 就学サポート連携推進事業の実施，サポートファイルの普及啓発  
【継続】 療育支援の実施，障がい児保育事業の実施，適正就学指導委員会の実施，障がいの状態に応じた学習指導等

【充実】 道徳教育の推進  
【継続】 啓発冊子の活用，特別活動の推進，総合的な学習の時間の活用，教職員を対象とした研修，各種講座・教室の開催，福祉教育活動への支援

【充実】 ふれあい市民運動会の開催  
【継続】 地域との交流，みどり地域生活支援センターの運営（再掲），当事者の組織化及び当事者組織の運営支援

【継続】 市と市民による協働の取り組み，ボランティア活動支援，ボランティア活動センターの運営，ボランティアの育成，障がい者団体への助成，障がい者団体活動への支援，活動拠点確保への支援

【充実】 企業啓発活動の推進，チャレンジド雇用※の実施  
【継続】 福祉的就労の場の確保，保健福祉センターにおける雇用の場の確保，就労支援員の配置，授産品販売コーナーの設置，公共職業安定所等との連携等

【充実】 ふれあい市民運動会の開催（再掲）  
【継続】 障がい児・者作品展への参加促進，障がいのある人の生涯学習活動の振興等

【新規】 障害者差別解消法施行に伴う協議会等体制整備，障害者差別解消法施行に伴う社会教育関係団体等への法の理解と周知  
【充実】 権利擁護体制の充実，相談支援事業の実施（再掲）  
【継続】 障がい者虐待機能の充実，成年後見制度利用支援事業の実施，福祉サービス利用援助事業の実施

【新規】 市営住宅等大規模集約事業の予定地における福祉施設の検討  
【継続】 福祉のまちづくりの推進，道路・公園等のバリアフリーの推進，障がい者向け住宅等の整備

【充実】 緊急・災害時要援護者避難支援体制の確立  
【継続】 防災体制の強化，緊急通報システム事業の実施，119番等緊急通報受信体制の整備

障がい者基幹相談支援センター機能の充実

サポートファイルの普及啓発

チャレンジド雇用の実施

権利擁護体制の充実

## 第4章 各施策の推進

本計画では、計画の基本理念、基本目標に基づき、計画実現のための取り組みの方向性を定めて、財政状況を勘案しつつ次の施策を推進していきます。

### ○方向性について

【新規】：新たに実施していく取り組み

【充実】：さらに質や規模を高める取り組み

【継続】：引き続き継続していく取り組み

## 第1節 地域で安心して生活できる基盤づくり

### 1 相談支援体制の充実

#### 【現状と課題】

本市の障がいのある人の相談体制については、保健福祉センター内の障がい者相談支援事業所に相談窓口を設置し、一般相談、専門相談、計画相談など、地域に暮らす障がいのある人や介護者、家族等からの相談に応じています。

障がい者相談支援事業所の認知は進んでおり、利用実績も増えています。福祉ニーズの多様化や複合的な支援ニーズを抱えた世帯に対する、より専門的な相談支援や各支援機関との連携強化が必要となります。

また、本市では地域で暮らす支援が必要な人を支える仕組みとして「芦屋市地域発信型ネットワーク」を展開しており、地域の社会資源や福祉ニーズの把握、市民等への啓発、連携づくりに取り組んでいます。

#### 【今後の方向性】

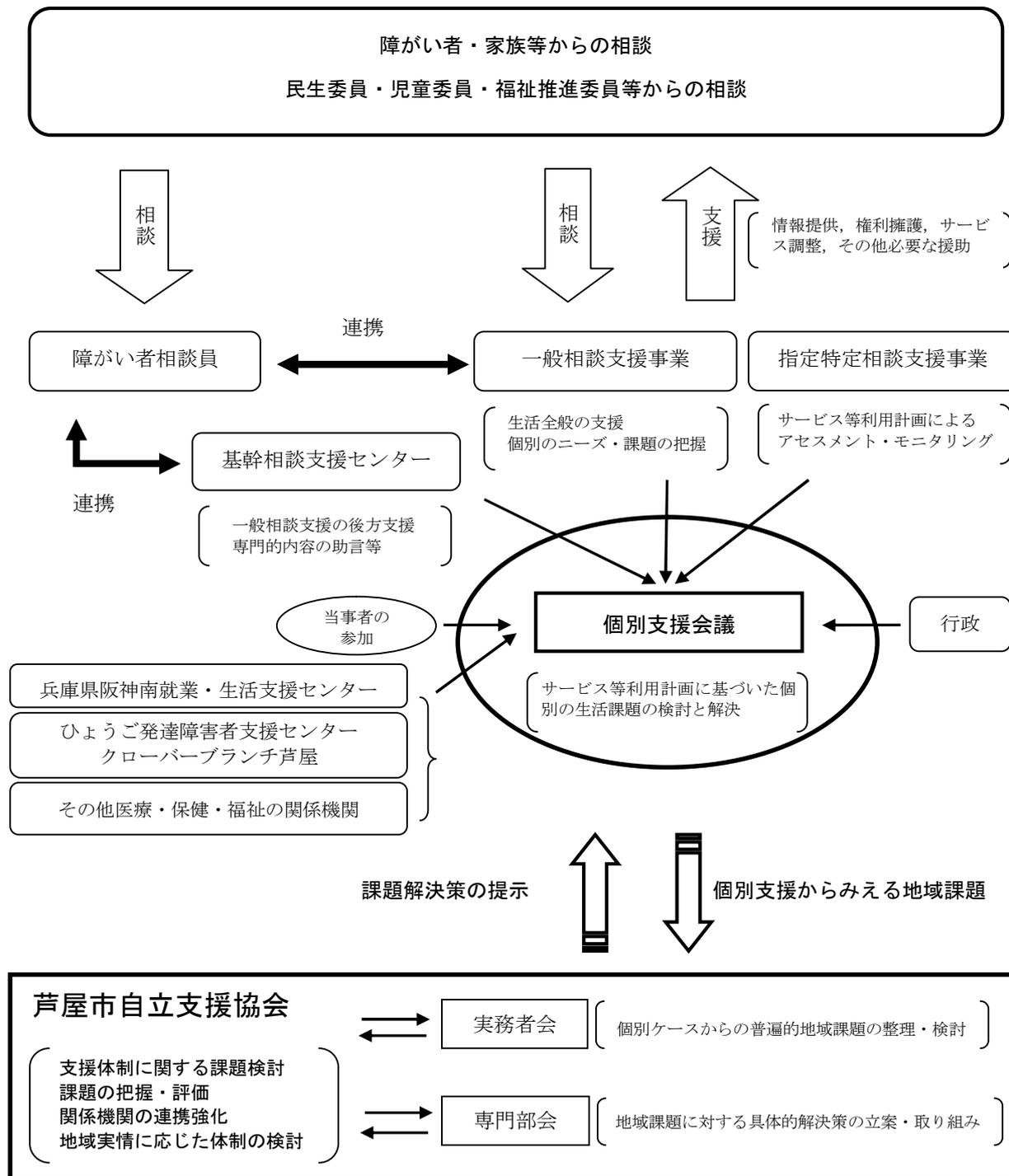
障がいのある人が身近な地域において適切な相談支援が受けられるよう、基幹相談支援センター※の機能を活かした相談支援事業の充実を図るとともに、ピアサポートなどの利用が進むよう広く周知を行います。

また、個別ケース及び地域発信型ネットワークから抽出された課題の解決に向けた協議、ネットワークの構築を図るため、自立支援協議会や地域福祉を推進するための芦屋市地域福祉推進協議会等それぞれの機能を活かした地域の支援体制の充実に取り組みます。

取り組み	内 容	所管課等	方向性
相談支援事業の実施	地域の身近な相談窓口として、相談から一貫した支援を実施できるよう、関係機関と連携し、相談支援の充実を図ります。	障害福祉課 社会福祉協議会	充実
自立支援協議会の開催	地域課題の抽出や障がい者等への支援体制に関する課題について対応策の検討、関係機関とのネットワークの構築など地域の実情に応じた体制の整備に向け、支援を行います。	障害福祉課	充実
芦屋市地域福祉推進協議会の開催	障がい者や高齢者、児童など分野・部門を越えた地域の総合的な課題に対応するため、医療・保健・福祉の総合調整や地域システム全体の運営における基本方針、福祉施策への反映を協議します。	地域福祉課 社会福祉協議会	継続
民生委員・児童委員との連携	地域に暮らす障がいのある人への相談支援が円滑に行われるよう、研修の実施や緊急・災害時要援護者台帳登録者の見守り活動に必要な情報の提供など、民生委員・児童委員との連携を密にしていきます。	地域福祉課 障害福祉課	継続
障がい者基幹相談支援センター機能の充実	○障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所の人材育成等地域の相談支援体制を強化していきます。 ○入所施設・病院から円滑に地域へ移行し、継続して生活できる支援体制の整備に取り組みます。	障害福祉課 社会福祉協議会	充実

取り組み	内 容	所管課等	方向性
計画相談支援事業の実施	障がい者等の様々なニーズに応じた福祉サービスを提供し、総合的かつ継続的な支援を行うため、「サービス等利用計画書」を作成し、障がいのある人のサービス利用を支援します。	障害福祉課 こども課	継続
多様な連携による支援	トータルサポートの仕組みを通じて、市役所内や関係機関、地域等との連携を進めるコミュニティソーシャルワーク※を推進し、支援が必要な方等が抱える課題を含め、新たなニーズや困難な課題に対して、さまざまな力が協働して解決する取り組みの推進を図ります。	地域福祉課	継続

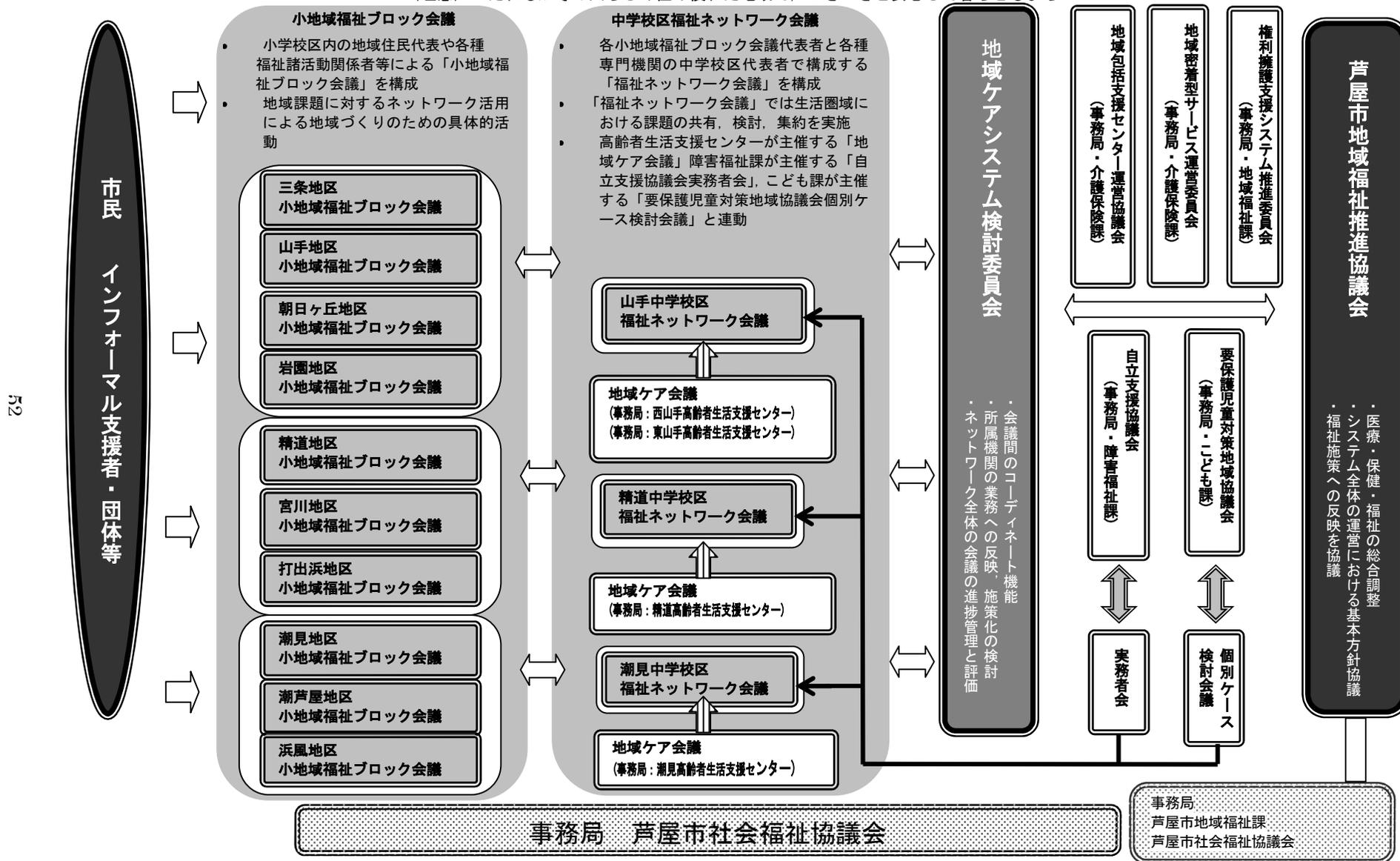
■ 芦屋市相談支援体制図



# 芦屋市地域発信型ネットワーク

2014. 4～

(理念) だれもがその人らしく住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるまち



## 2 障がい福祉サービスの充実

### 【現状と課題】

本市では、これまで障がいのある人の地域生活を支えるサービスとして、訪問系、日中活動系、居住系サービスや地域生活支援事業、自立支援医療の給付などの確保充実に努めてきました。

しかし、アンケート調査等からは、共同生活援助（グループホーム）、就労継続支援〔A型：雇用型〕、短期入所（ショートステイ）、移動支援事業などのサービス利用への回答割合が高くなっており、自立や社会参加を主体的に実行できるような支援の充実が求められています。そして、在宅の障がい者に対する日常生活及び社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等に引き続き努めていくことが求められます。

### 【今後の方向性】

各種サービス提供事業所等と連携し、障害者総合支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業等の障がい福祉サービス等の基盤整備・充実に努めるとともに、生活安定のための経済的支援や日常生活への支援、公共交通機関に関する割引制度をはじめとする各種負担の軽減策等を行い、障がいのある人の地域生活、在宅生活を支えるサービスの充実に取り組みます。また、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日中活動の場の充実や身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）の充実に努めていきます。これらの地域の生活を支える障がい福祉サービスの展開に当たり、関わる人材の育成などが併せて求められます。障がいの特性や関わり方などを理解し、その人に適した支援を的確に実践出来るよう、障がい福祉サービスに関わる人材の育成支援にも取り組んでいきます。さらに平成 27 年度から実施される生活困窮者自立支援法に基づき、支援が必要な障がいのある人を支える仕組みについて検討していきます。

また、今期計画より新たに成果目標として障がい者の地域生活支援拠点等の整備が位置づけられました。これは、相談（地域移行、親元からの自立等）機能、体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、専門性（人材の確保・養成、連携等）、地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーター※の配置等）を総合的に実施する機能が想定されています。拠点とありますが、一か所に集約する場合や、地域における複数の支援機関が分担して担う場合など、地域の実情に応じて選択することとなります。

県では 1 市町に 1 か所整備するものと定めており、このことを踏まえ、本市においても平成 29 年度末までに 1 か所の整備を行うものとします。

(1) 自立支援給付・地域生活支援事業

取り組み	内 容	所管課等	方向性
訪問系サービスの実施	障がいのある人が家庭において自立した日常生活を営むことができるよう、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。	障害福祉課	継続
日中活動系サービスの実施	障がいのある人の地域における日中活動の場となる「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「療養介護」「生活介護」「放課後等デイサービス」及び「短期入所」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。	障害福祉課 こども課	継続
居住系サービスの実施	障がいのある人の地域における居住の場として、「共同生活介護」「施設入所支援」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。	障害福祉課	継続
地域生活支援事業の実施	障がいのある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう「理解促進研修・啓発事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「手話奉仕員養成研修事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター機能強化事業」の必須事業に加え、その他事業として「日常生活支援」「社会参加支援」「権利擁護支援」「就業・就労支援」を実施し、障がいのある人や介助者の地域生活を支援するサービスの充実を図ります。	障害福祉課	継続
補装具事業の実施	障がいのある人の身体機能を補完、又は代替することで日常生活をしやすくするため、補装具の給付を行いそれに係る経費を助成します。	障害福祉課	継続

取り組み	内 容	所管課等	方向性
自立支援医療の給付	障がいのある人の身体の機能障がい除去又は軽減するために行う手術等の治療に係る医療費や通院により精神疾患の治療を受けている人への医療費の一部を給付します。	障害福祉課	継続

## (2) 障がい福祉サービス提供基盤の確保

取り組み	内 容	所管課等	方向性
芦屋市社会福祉「友愛」基金による社会福祉活動に関する助成	市内における施設基盤の充実を図る観点から、社会福祉法人が市内に社会福祉施設を建設するための借入資金に係る利子に対する助成を行います。	地域福祉課	継続
「はんしん自立の家」運営費の補助	介助者等の緊急時における受け入れ先確保の観点から、阪神6市1町の共同事業である「はんしん自立の家」のショートステイ事業に対し、運営補助を行います。	障害福祉課	継続
社会福祉法人阪神福祉事業団への補助	障がいのある人が安心してケアを受けることができる施設を確保する観点から、社会福祉法人阪神福祉事業団が運営する知的障害者支援施設の運営費の一部を助成します。	障害福祉課	継続
みどり地域生活支援センターの運営	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援し、障がい者の福祉の増進を図るためセンターを設置し、生活介護や短期入所の障がい福祉サービスの実施、喫茶や盆踊り等地域に開かれた障がい者支援施設として運営を行います。	障害福祉課	継続
障がい児機能訓練事業等の実施	保健福祉センターにおいて、機能訓練の必要な児童に対し、理学療法、作業療法、言語聴覚療法を実施します。また、水中運動による身体機能向上を目的とした水浴訓練を実施します。	障害福祉課	継続
地域生活支援拠点の整備	相談や社会生活の体験の機会や場の確保、緊急時の受入れ・対応、人材の確保・養成や連携等の推進、地域の体制づくりを総合的に支える拠点を整備します。	障害福祉課	新規

### (3) 障がいのある人の生活を支援するサービス

取り組み	内 容	所管課等	方向性
各種障がい者手帳の交付	障がいのある人の自立更生，社会参加の促進，福祉の向上を図ることを目的に，身体障害者福祉法，兵庫県療育手帳制度要綱，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき，各種手帳の交付を行います。	障害福祉課	継続
各種手当・給付金等の支給	「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」「介護手当」「重度心身障害者特別給付金」等の各種手当・給付金を支給し，在宅で生活する障がいのある人の経済的負担の軽減・所得の確保に努めます。	障害福祉課	継続
心身障害者扶養共済制度の周知	保護者に万一のことがあった場合に，残された障がいのある人に年金を支給し，経済面の安定化を図ることを目的とする心身障害者扶養共済制度の周知を図ります。	障害福祉課	継続
心身障害者扶養共済制度の掛金補助	旧芦屋市中心身障害者保険扶養制度の加入者で，兵庫県心身障害者扶養共済制度に引き続き加入しており，かつ，一定の事由に該当する者に対して掛け金の補助を行います。	障害福祉課	継続
生活福祉資金の貸付	障がい者世帯に対し，安定した生活を営めるようにするため，目的別資金の貸付を行います。	社会福祉協議会	継続
税の軽減等の実施	障がいのある人の経済面の安定化を図るため，軽自動車税や自動車税・市民税の減免措置，市民税の障害者控除・非課税措置などを行います。	課税課	継続
軽・中度難聴児補聴器購入費等の助成	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽・中度難聴児の言語の習得，教育等における健全な発育を支援するため，補聴器購入費用等の一部助成を行います。	障害福祉課	継続

取り組み	内 容	所管課等	方向性
生活困窮者自立支援法による事業との連携	障がいのある人の経済問題に関する相談対応について、平成27年度から施行される生活困窮者自立支援法における実施事業との連携について検討します。	障害福祉課 地域福祉課	新規
各種負担軽減策の周知	障がいのある人の社会参加の促進や経済面における負担軽減を図るため、NHK 放送受信料や下水道使用料、社会教育施設観覧料の減免、さらに、郵便料や NTT 番号案内料の無料措置について周知します。	障害福祉課	継続
小児慢性特定疾患児日常生活用具等給付事業の実施	小児慢性特定疾患児を対象に、居宅生活支援として、日常生活用具等給付事業を実施します。	健康課	継続
はり・灸・あんま・マッサージ・指圧施術費の助成	障がいのある高齢者の健康と福祉の増進を図るため、はり・灸・あんま・マッサージ・指圧施術に要する費用の一部を助成します。	障害福祉課	継続
福祉施設等通園（通学）費の補助	すくすく学級通級児や市外の訓練施設等への通所者に対し、交通費の補助を行います。	こども課 障害福祉課	継続

#### (4) 障がいのある人の外出を支援するサービス

取り組み	内 容	所管課等	方向性
タクシー利用料金等の助成	障がいのある人の通院及び社会参加の促進を図るため、タクシー利用券の交付やガソリン費用の一部助成を行います。	障害福祉課	継続
公共交通料金等の負担軽減の周知	障がいのある人の外出にかかる料金等の負担を軽減し、社会参加の促進を図るため、鉄道、汽船、バス、国内航空運賃や有料道路通行料金の割引や自転車駐車場使用料の減免等について周知を図ります。	障害福祉課	継続
補助犬貸付事業の周知と施設等への啓発	○補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を必要とする障がいのある人に、兵庫県身体障害者補助犬貸付事業の周知を図ります。 ○交通機関や公共施設、大型店舗、民間施設などにおいて補助犬の同伴が円滑に行えるよう、関係機関や商工会等を通じた啓発に取り組みます。	障害福祉課	継続
移送サービスの実施	車いす利用の障がいのある人へ運転ボランティアの協力で、リフト付き車両による外出支援を行います。（登録料・利用料必要）	社会福祉協議会	継続

### 3 障がいの原因となる疾病予防と早期発見・早期対応

#### 【現状と課題】

本市では、平成25年4月に「第2次芦屋市健康増進・食育推進計画」を策定し、ライフステージごとの健康づくり等の施策を推進しています。計画の中では、妊娠中の健康管理や乳幼児健康診査において、発達の遅れや障がい疑われる乳幼児を早期発見・早期対応・早期療育につなぐための関係機関の連携と支援体制の強化に取り組んでいます。また、成人期においては、生活習慣病等の疾病による障がいの発生や悪化を予防するため、健康診査及び健康教育を実施しています。障がいの原因となる疾病の予防とともに、早期発見・早期対応により、障がいを軽減するためにも、保健・医療・福祉の連携による体制の充実が必要となっています。

また、発達障がいに関する相談・支援ニーズの増加に伴う、相談支援、発達支援等の支援体制の充実も求められています。

#### 【今後の方向性】

障がいの原因となる疾病の予防、早期発見につながる健診体制の充実、健康管理に関する情報提供、健康教育等を継続して実施します。早期発見から適切な対応を実施できるよう、保健・医療機関や相談支援事業、当事者団体等との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

また、発達障がいや思春期におけるストレスなどにより障がいが発症した場合における支援について、関係機関との支援体制の構築に努めます。

#### (1) 乳幼児期

取り組み	内 容	所管課等	方向性
妊産婦健康教育・相談の実施	○妊産婦に対し、安全な分娩を図ることを目的に、妊婦相談やレッツエンジョイマタニティクッキングなどの各種教室において疾病等の早期発見と適切な教育・指導を行います。 ○妊娠時の母親に対して障がいや疾病のあった場合の対応を含めた情報提供を行います。	健康課	継続
妊婦健康診査費助成事業の実施	妊娠中の健康診査の受診を促進し、母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の一部を助成します。	健康課	継続

取り組み	内 容	所管課等	方向性
母子保健訪問指導の実施	<p>○新生児や乳幼児の養育上必要な事項の指導や、発達上の相談、課題の早期発見・対応を図るため、「新生児訪問(生後28日まで)」「未熟児訪問」及び「こんにちは赤ちゃん訪問(生後4か月まで)」「家庭訪問(就学前の乳幼児)」を実施します。</p> <p>○未熟児養育医療申請者に対して、健やかな成長発達が促されるよう、全戸訪問を実施します。</p>	健康課	継続
乳幼児健康診査の実施	<p>子どもの発達上の課題の早期発見を図り、子どもの健全な育成を促すため、4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児に対し乳幼児健康診査を実施し、必要に応じて相談や指導、その後のフォローへとつなぎます。</p>	健康課	継続
乳幼児健康診査事後指導の実施	<p>○乳幼児健康診査のアフターフォローとして、初期相談から専門的な相談を行う「こどもの相談」や支援を必要とする子どもへの「コアラクラブ」の実施、「アレルギー教室、相談」「5歳児発達相談」を実施します。</p> <p>○子どもの発達に関する専門的な相談体制の構築について検討するとともに、療育の必要な子どもに対する情報提供・教育・指導を行います。</p>	健康課	継続
健康教育・健康相談の実施	<p>子どもの健全な育成を促すとともに、保護者の不安軽減を図るため、乳児を育てる保護者を対象に保育士や栄養士による「育児相談」や「もぐもぐ離乳食教室」等を実施します。</p>	健康課	継続

取り組み	内 容	所管課等	方向性
療育支援相談の実施	障がい児や発達上何らかの心配のある児童等に対し、その障がいの軽減を図ることを目的に、適切な指導を早期に行い、関係機関の連携による支援を行います。また、教育関係機関において、相談内容について情報共有等を行い、就学後の支援が充実するよう体制を整備します。	障害福祉課 こども課 保育課 健康課 学校教育課 健康福祉事務所	継続
発達障がい児・者への支援	○保健福祉センター内の関係機関やひょうご発達障害者支援センタークローバー芦屋ブランチと連携を図り支援に当たります。 ○5歳児発達相談事業において、保護者が子どもの特性や関わり方を理解し、子どもに応じた子育てができるよう相談・指導を行います。	障害福祉課 健康課 学校教育課	継続
思春期などにおける早期発見・早期対応	精神的なストレスやこころの病等からひきこもりや障がいを発症した場合における早期発見・早期対応のため、関係機関との連携及び支援体制を構築していきます。	青少年育成課 障害福祉課 学校教育課	継続

## (2) 成人期

取り組み	内 容	所管課等	方向性
特定健康診査・特定保健指導の実施	40歳から75歳までの国民健康保険加入者を対象に健診を行い, 健診結果により階層化された方を対象に生活習慣病予防のための保健指導を実施します。	健康課	継続
特定保健指導の実施	特定健康診査において, 指導が必要とされた人に対し, 生活習慣の改善を目的とした保健指導を実施します。	健康課	継続
健康チェックの実施	市民の主体的な健康づくりを促進するため, 30歳以上の市民に対し, 一定の負担のもと「健康チェック」を実施します。	健康課	継続
健康教育・健康相談の充実	○「健康チェック」受診者に対する事後指導として, 生活習慣病を予防するための「生活習慣みなおし教室」を開催します。 ○市民の健康づくりを支援するため, 健康教育, 各種相談を実施します。	健康課	継続
訪問指導の実施	「特定健康診査」や「健康チェック」等において, 訪問による指導が必要な人等に対し, 在宅訪問指導を実施します。	健康課	継続

## 4 医療関連施策の充実

### 【現状と課題】

本市では、障がいのある人が適切な医療を受けることができるよう、自立支援医療や福祉医療費助成事業など各種医療費の助成を行うとともに、障害者総合支援法に基づく自立支援給付や介護保険制度による機能訓練等サービスを提供しています。障がいのある人が地域の中で安心して暮らすには、必要なときに必要な医療を受けられる環境が整備されていることは重要となります。

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病等が加わり、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となっています。難病患者に対し、関係機関との連携による相談や在宅療養上の適切な支援ができる体制づくりが課題となります。

### 【今後の方向性】

障がいのある人が身近な地域で適切な医療・リハビリが受けられるよう、医療機関との連携を強化し、医療関連施策の充実を図ります。また、障がい歯科診療や障がい児機能訓練事業を継続して実施します。

取り組み	内 容	所管課等	方向性
自立支援医療の給付（再掲）	障がいのある人の身体の機能障がい除去又は軽減するために行う手術等の治療に係る医療費や通院により精神疾患の治療を受けている人への医療費を給付します。	障害福祉課	継続
福祉医療費助成事業の実施	障がいのある人が必要な医療を受けることができるよう、「障害者医療費助成事業」及び「高齢障害者医療費助成事業」については、兵庫県の制度の動向を見極めながら実施していきます。	地域福祉課	継続
障がい児機能訓練事業等の実施（再掲）	保健福祉センターにおいて、機能訓練の必要な児童に対し、理学療法、作業療法、言語聴覚療法を実施します。また、水中運動による身体機能向上を目的とした水浴訓練を実施します。	障害福祉課	継続

取り組み	内 容	所管課等	方向性
障がい歯科診療の実施	保健福祉センター内の芦屋市歯科センターにおいて、毎週木曜日に障がいのある人に対して、歯科診療を実施します。	健康課	継続
医療型短期入所の実施	市立芦屋病院において、医療的ケアが必要な障がいのある人に対して医療型短期入所サービスを実施します。	市立芦屋病院	新規

## 5 障がいに応じた情報提供の充実

### 【現状と課題】

本市では、障がいのある人が地域で生活していくための必要な情報を入手することができるよう、障害福祉課窓口到手話通訳者を1名配置し、聴覚障がい者の相談業務などを行っています。また、市の広報紙などの発行に併せ、点字版及び音訳版の発行を行い、視覚障がいのある人の情報入手手段の確保を図っています。さらに、「障がい福祉のしおり」やホームページにおいてサービス内容の周知を行っています。

アンケート調査等によると、住みよいまちとするために必要なこととして、市役所からの福祉に関する情報提供を求める回答が多くなっています。国の第3次障害者基本計画においても、アクセシビリティ※の向上（情報などの利用しやすさ）が示されており、コミュニケーション手段の充実などが求められます。

また、困ったときの相談先として、医療機関やサービス提供事業所、教育機関などの回答が多くなっており、行政のみではなく、これらかわりの深い機関等からの情報提供を充実していくことも重要となります。

### 【今後の方向性】

障がいのある人の情報入手やコミュニケーション手段を確保するため、障害福祉課窓口における手話通訳者の配置及び手話通訳者・要約筆記者の派遣、点字広報・声の広報の発行など、多様な媒体やツールを活用した情報提供とコミュニケーション手段の確保の支援を引き続き進めていきます。さらに、手話通訳奉仕員等の養成を行うことで、情報提供手段の充実を図っていきます。

取り組み	内 容	所管課等	方向性
意思疎通支援事業の実施	聴覚障がい者・視覚障がい者の情報入手やコミュニケーション手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、「手話奉仕員の養成」「手話通訳者・要約筆記者の派遣」「点字広報・声の広報の発行」「障害福祉課窓口における手話通訳者を設置」などを意思疎通支援事業として実施します。	障害福祉課	継続
「障がい福祉のしおり」の発行	手帳取得者等へ本市において、利用できる福祉サービスや制度などの情報を提供・周知するため、障がい者施策全般を紹介した冊子「障がい福祉のしおり」を年1回発行し、手帳取得時などに説明・配布を行います。	障害福祉課	継続
情報・意思疎通支援用具の給付	補装具による意思伝達装置の交付や、日常生活用具給付等事業として、点字器や人工喉頭、障がい者向けのパソコン周辺機器やアプリケーションソフトなど、障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具の給付を行います。	障害福祉課	継続
多様な機関・団体等への情報提供	障がいのある人が様々な機会や場を通じて、制度や福祉サービス等に関する情報を入手できるよう、サービス提供事業所や医療・教育などの関係機関、障がい者団体等へ自立支援協議会などを通じ、情報提供を行います。	障害福祉課	継続

## 重点プロジェクト：障がい者基幹相談支援センター機能の充実

### ■ 課 題

アンケート調査結果やヒアリング調査から、相談員の専門性の向上、多職種連携の必要性等相談支援体制の充実が求められています。その背景には、相談支援の現場において、複合的な課題を抱える対象者の増加が考えられます。

### ■ 施策の方向

専門的な相談支援、相談支援事業所への後方支援等基幹相談支援センターの機能を充実させ、個別支援及び地域課題解決の取り組み、地域の相談支援体制の強化及び人材育成のための研修事業の展開などを図ります。

### ■ 実施事業

事業名	障がい者基幹相談支援センター機能の充実
内 容	○障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所の人材育成等地域の相談支援体制を強化していきます。 ○入所施設・病院から円滑に地域へ移行し、継続して生活できる支援体制の整備に取り組みます。

## 第2節 共に学び共に地域で活動できる体制づくり

### 1 広報啓発活動の充実

#### 【現状と課題】

本市では、障がいに対する市民や地域の理解を促進するために、「広報紙」「ホームページ」等の活用や、障がい者問題や障がいに対する理解の促進を図っています。また、平成22年度から障害者週間（毎年12月3日から9日）に合わせて発行している広報「障がい者特集号」により、障がいに対する啓発を行っています。

しかし、依然として障がいへの理解が進んでいるとはいえず、特に、発達障がいや精神障がいについての理解はまだまだ進んでいないのが現状となっています。また、障がいのある人の生活の場や働く場、日中活動等の場など、共に活動できる環境を整備・拡充していくためには、地域の理解が必要不可欠となっており、広報・啓発活動の一層の推進が課題となっています。

#### 【今後の方向性】

市民に対し、障がいの理解を促進するため、「広報紙」「ホームページ」等については周知を図る重要なツールとして、広報の仕方や取り上げ方について検討し、効果的な周知・啓発を進めていきます。

取り組み	内容	所管課等	方向性
広報紙・ホームページ等による啓発	地域生活において障がいのある人が安心して暮らせるよう、障がいへの理解を促進するため、「広報あしや」や市のホームページ等の広報媒体を活用した啓発を推進します。	障害福祉課 広報国際交流課	継続
マスメディアの活用	マスメディアを積極的に活用し、障がいに関する情報について、市民への周知・啓発に努めます。また、市政記者への情報提供を通じて市民への周知・啓発にも努めていきます。	障害福祉課 広報国際交流課	継続

## 2 一貫した教育支援体制の構築

### 【現状と課題】

本市では、乳幼児期から適切な療育及び訓練が行えるように市立すくすく学級において、児童発達支援事業を実施し、心身障がい児の早期療育訓練を提供しています。また、障がいのある乳幼児への保育については、障がい児保育事業を実施し、保育所における障がい児の受け入れを行っています。一方、幼稚園における対応については、加配教員配置園を中心に、「特別な支援を要する幼児に係る研修会」を実施し、教員の指導力向上を図るとともに、教育委員会内に特別支援教育担当指導主事を配置し、学校園における特別支援教育の充実を図っています。

就学期については、小・中学校においては通常学級に在籍する障がいのある児童生徒に対しても必要に応じて個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、指導を行っています。また、保健福祉センター内に特別支援教育センターを設置し、保健・福祉等関連部局との連携を図っています。

アンケート調査などから「教員などの指導力の向上や障がいへの理解」「障がい児の個々の状況に合わせた指導内容やカリキュラム」「進路指導や職業教育の充実（自立して働ける力の育成）」など障がい児に対する理解や個々の状況にあった指導、進路指導の充実が求められており、教員の資質の向上や支援計画の内容充実が課題となっています。また、就学先となる学校園や保育所の受け入れ体制の充実と障がいのある生徒の後期中等教育における進路先の確保は重要となります。そのためにも、乳幼児期から学校卒業後の進路を見据えた教育・育成支援を障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて行えるよう、具体的な取り組みを進める必要があります。

### 【今後の方向性】

障がい児の早期療育・保育体制をより一層充実させるため、関係機関と連携し、受け入れ体制のさらなる充実を図ります。

また、特別支援教育センターの機能の充実を図り学校園への支援を強化するとともに、保健・福祉等関連部局との連携により、障がいのある子どもの将来を見据えた一貫した教育を行うなど、特別支援教育の推進体制の整備・充実を図ります。特にさまざまな情報をまとめて、保護者とともに支援者が連携を図り、途切れのない支援を行うことを目的に作成するサポートファイルの有効活用に向けての検討を進めます。そして、学校現場で障がいのある子どもに対する適切な指導などができるよう、教職員の研修を充実させます。

さらに、障がいのある生徒の後期中等教育における進路先を確保するため、兵庫県教育委員会及び県への働き掛けを引き続き行っていきます。

(1) 乳幼児期における療育・保育等

取り組み	内 容	所管課等	方向性
療育支援の実施	発達に課題のある子どもに適切な療育及び訓練等を提供するため、市立すくすく学級において児童発達支援事業の提供を行います。	こども課	継続
障がい児保育事業の実施	保育を必要とする個別的配慮の必要な乳幼児に対して提供する保育サービスについて、保護者との意思疎通を図りながら実施していきます。	保育課	継続
幼稚園における特別な支援を要する幼児の指導	特別な支援を必要とする幼児への個に応じた適切な指導が行えるよう、加配教員及び支援員の配置を行うとともに、すべての幼稚園で特別な支援を要する幼児への対応が可能となるよう、園内委員会の設置及び特別支援教育に係る研修会の充実を図ります。	学校教育課	継続
市立すくすく学級における日中一時支援事業の実施	日中、障がい児に活動の場を提供し、家族の一時的な休息時間を確保するため、日中一時支援事業を実施します。	こども課	継続

## (2) 特別支援教育の推進

取り組み	内 容	所管課等	方向性
適正就学指導委員会の実施	障がいのある幼児児童生徒の適正な就学指導を行うとともに、就学後の具体的な支援方策なども検討し、個に応じた多様な教育的ニーズに対応していきます。	学校教育課	継続
就学サポート連携推進事業の実施	「就学のための教育連携連絡会」を定期的開催し、教育上、配慮を要する幼児の円滑な就学等への対応を図るとともに、保育所、幼稚園、小学校、関係機関が連携して情報交換する連携システムを確立します。	学校教育課	充実
特別支援教育センターの充実	芦屋市における特別支援教育の充実と保護者や学校園と連携を図るため、専門指導員による巡回指導、教育相談を実施し、保護者や学校園への支援機能の充実を図ります。	学校教育課	継続
校内支援体制の整備	特別支援教育コーディネーターを中心として、校内委員会において、個に応じた支援の在り方についての共通理解や検討を行うとともに、特別支援教育センターと連携し、支援体制の充実を図ります。	学校教育課	継続
障がいの状態に応じた学習指導	障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた支援を行い、主体的に生活を営む力を育むことができるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、これらに基づいた支援や指導等の充実を図ります。	学校教育課	継続

取り組み	内 容	所管課等	方向性
指導補助員の配置	生活面、指導面で支援が必要な幼児児童生徒に、一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた効果的な指導、支援を行うために、介助員、支援員、ボランティア等の指導補助員を配置します。	学校教育課	継続
専門指導員派遣委託事業の実施	障がいのある幼児児童生徒の保護者への相談・支援、教職員に対する障がいに応じた適切な指導方法等の助言のため専門指導員を派遣し、支援の必要な幼児児童生徒の指導、支援の充実を図ります。	学校教育課	継続
進路指導の充実	義務教育終了後の進路について、多様な進路先の選択が行えるよう、特別支援学校やサービス提供事業所、ハローワーク、企業、関係機関との連携を密にし、支援の充実を図ります。	学校教育課	継続
教育施設の点検・整備	学校園施設を誰もが安心・安全に利用できるよう、バリアフリー及び耐震化を進めます。	教育委員会 管理課	継続
サポートファイルの普及啓発	保護者と共に支援者が連携を図り、途切れのない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及啓発を行い、有効活用に向けた取り組みの検討を行います。	障害福祉課 こども課 保育課 健康課 学校教育課	充実

### 3 福祉教育の推進

#### 【現状と課題】

本市では、子どもの頃から命と人権を大切にする精神や相手に対する思いやりなどの福祉の心を育むため、学校園において総合的な学習や道徳教育、また、「トライやるウィーク」などの特別活動を実施しています。一方、公民館など社会教育施設を中心に人権や福祉について学習する講座の提供を行い、市民の福祉意識・人権意識の向上に努めています。

今後も、障がいのある人もない人も共に生きる社会を実現する上で、また、豊かな人権文化に満ちた社会づくりを目指す上で、子どもの頃から福祉意識・人権意識を育む教育の充実と、地域住民に対し、人権や福祉について学ぶ機会の充実を図ることは重要な課題となります。

#### 【今後の方向性】

各学校で実施されている道徳教育や特別活動、総合的な学習の時間を通じて、人権の大切さや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、思いやりや助け合いなど福祉の心を育む教育を推進します。また、家庭・地域・職場など市民の身近な日常生活の中で、障がいのある人の問題や人権、福祉について学ぶことができる場の充実に努めます。

また、障がいのあるなしにかかわらず児童生徒が共に相互理解を深めるため、障がいのある人への理解を深めるための啓発冊子などを活用するとともに特別支援学級と通常学級との交流や兵庫県立芦屋特別支援学校との交流について積極的に推進していきます。あわせて、障がいのある人への理解を深めるため啓発冊子などを活用し、理解の促進を図ります。

#### (1) 学校教育

取り組み	内 容	所管課等	方向性
道徳教育の推進	道徳副読本・啓発冊子の活用や、体験活動など教育活動全体を通じて、「命の大切さ」をはじめ、「思いやりの心」「困難や逆境に負けない強い心」などの大切さを実感させるとともに、道徳的实践力を育てていきます。	学校教育課	充実

取り組み	内 容	所管課等	方向性
啓発冊子の活用	学齢期の児童を中心に啓発冊子を活用した学習機会を設け、障がいへの理解促進を図ります。	学校教育課	継続
特別活動の推進	トライやるウィークや学校園行事をはじめとした特別活動を通じて、障がいのある児童生徒との交流を積極的に行い、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、思いやりや助け合いの心を育てていきます。	学校教育課	継続
総合的な学習の時間の活用	体験的な学習や地域人材の活用など実感のある学習を通して、障がいや人権についての正しい認識と理解の促進を図ります。	学校教育課	継続
教職員を対象とした研修	教職員が障がいについて、正しい理解と支援が行えるよう、障がい理解や特別支援教育に関する研修を行い、教職員の指導力を高めていきます。	打出教育文化センター	継続

## (2) 社会教育

取り組み	内 容	所管課等	方向性
各種講座・教室の開催	社会教育施設と連携し、地域に暮らす市民が障がいや人権について、理解を深めることができるよう出前講座や各種講座・教室の開催等学習機会の拡充に努めます。	生涯学習課	継続
福祉教育活動への支援	車いす、アイマスクなど福祉に関する資料の貸し出しや情報提供に努めるとともに、各種講演会や講座・教室・研修会など、地域における福祉教育活動の促進を図ります。	社会福祉協議会	継続

## 4 交流活動の充実

### 【現状と課題】

本市では、障がいのある人とのふれあいを通じて互いの理解を深め合う場として「ふれあい市民運動会」を開催するとともに、学校行事を通じた交流活動などを展開しています。

今後もより多くの市民が障がいのあるなしにかかわらず、共にふれあうことを通じて互いの理解を深めることができるよう、より身近な地域においても多様な交流が図ることができる場を充実させていくことが重要となります。

### 【今後の方向性】

障がいのあるなしにかかわらず、交流を図る場として「ふれあい市民運動会」の充実を引き続き図っていきます。また、障がい者団体相互のネットワークを構築し、地域住民と障がいのある人の交流活動の促進を図るとともに、障がいのある人が積極的に地域活動に参加できるよう、地域や団体が行う活動内容の検討・実施を支援します。

取り組み	内 容	所管課等	方向性
ふれあい市民運動会の開催	多くの市民が参加できるよう、プログラムや運営等の工夫を行い、内容の充実を図ります。	障害福祉課	充実
地域との交流	○社会福祉協議会や関係各課とも連携を図りながら、障がいのある人との交流活動を促進します。 ○地域交流拠点として、打出商店街の中に「まごのて」を設置し、相談やイベントなど地域との交流を深めます。 ○芦屋特別支援学校との交流等、地域社会における交流の機会の更なる促進を行います。	社会福祉協議会 学校教育課	継続
みどり地域生活支援センターの運営（再掲）	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援し、障がい者の福祉の増進を図るためセンターを設置し、生活介護や短期入所の障がい福祉サービスの実施、喫茶や盆踊り等地域に開かれた障がい者支援施設として運営を行います。	障害福祉課	継続

取り組み	内 容	所管課等	方向性
当事者の組織化及び当事者組織の運営支援	保健福祉センターを活用した活動の場の提供を行いながら, 当事者の組織化促進や運営支援を行います。	障害福祉課 社会福祉協議会	継続

## 5 地域福祉活動の促進

### 【現状と課題】

本市では障がいのある人の地域生活を、住民同士の助け合いや支え合いにより支援していくため、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動センターにおいて手話・要約筆記などのボランティア養成講座の開催やボランティアの調整など、ボランティアの養成と確保に努めています。一方、「あしや市民活動センター」を中心に、各種ボランティア活動のみならず、市民活動全般における情報提供や団体間等のネットワーク化及びNPOの組織化などの支援を行っています。

また、インタビュー調査等からも、行事などでちょっとした手伝いをするボランティアを求める声や障がいのある人がボランティア等の担い手になる機会を増やすことを期待する声があり、障がいのある人の生活が少しの支援で充足され、また、サービスの担い手としても活動ができる仕組みづくりが求められます。

### 【今後の方向性】

ボランティアや地域住民による多様な福祉活動は、障がい者福祉のみならず、芦屋市全体の福祉向上には重要なものとなります。そのため、社会福祉協議会をはじめ関係機関等と連携し、市内ボランティア活動の周知や活動への支援、障がいのある人が地域の活動の担い手として活躍できるような地域福祉活動の促進に向けた支援と支援体制づくりの強化を進めます。

取り組み	内 容	所管課等	方向性
市と市民による協働の取り組み	市と市民の協働で設置した「地域福祉アクションプログラム推進協議会」において、市民が市民のために作る情報紙プロジェクト、わがまちにベンチを設置するプロジェクト、一人ひとりが「できること」で参加するひとり一役運動プロジェクトを推進します。	地域福祉課	継続

取り組み	内 容	所管課等	方向性
ボランティア活動支援	<p>○地域福祉活動の促進を図るため、ボランティア活動等への助成などの支援を行います。</p> <p>○ボランティア活動センターの運営により、地域福祉活動への住民の参加促進やボランティア活動団体との連携を強化します。</p> <p>○地域福祉活動への支援体制を強化するため、「あしや市民活動センター」と「ボランティア活動センター」との連携を強化し、情報提供や団体間とのネットワーク化、ボランティア等の組織化などの支援の充実を図ります。</p>	<p>地域福祉課 社会福祉協議会 市民参画課</p>	<p>継続</p>
ボランティア活動センターの運営	<p>○社会福祉協議会に設置されているボランティア活動センターの機能強化を図り、福祉ニーズとボランティア活動を結びつけ、地域支援の仕組みを充実させていきます。</p> <p>○ボランティアコーディネーター※を配置し、ボランティアに関する相談、対応、コーディネートを行います。</p>	<p>社会福祉協議会</p>	<p>継続</p>
ボランティアの育成	<p>関係機関と連携し、手話・要約筆記をはじめ、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講し、ボランティアを育成します。</p>	<p>障害福祉課 社会福祉協議会</p>	<p>継続</p>
障がい者団体への助成	<p>障がいのある人やその保護者の地域における仲間づくり、社会参加や地域生活への支援に重要な役割を果たしている芦屋市内の障がい者団体4団体に対し、団体の安定的な運営や活動の充実を図るため、団体補助金の助成を行います。</p>	<p>障害福祉課</p>	<p>継続</p>

取り組み	内 容	所管課等	方向性
障がい者団体活動への支援	<p>○広報等を通じた各当事者団体の紹介や団体主催のイベントにおける協力など, 組織活動の周知及び支援を行います。</p> <p>○保健福祉センター内に, ボランティア等当事者組織が活動できる場の確保を行い, 運営を支援していくとともに, 当事者団体との連携を図ります。</p> <p>○ボランティア団体, NPO など他団体とのネットワーク化の支援及び市民活動全般における情報提供等障がい者団体活動を支援します。</p>	障害福祉課 市民参画課 社会福祉協議会	継続
活動拠点確保への支援	<p>市内で活動する様々な団体の活動拠点として, あしや市民活動センター等を運営し, 各種団体の活動拠点を確保します。</p>	市民参画課 社会福祉協議会	継続

## 重点プロジェクト：サポートファイルの普及啓発

### ■ 課題

アンケート調査及びヒアリング調査から、サポートファイルの有効活用が望まれています。サポートファイルは平成 25 年度に作成し、平成 26 年度より配布を開始していますが、配布後の活用についても、効果的に活用されるよう継続した検証と検討が必要となっています。

### ■ 施策の方向

支援を必要とする人が途切れのない支援を受けることができるよう、周知及び有効活用に向けた各機関連携による検討を進めます。

### ■ 実施事業

事業名	サポートファイルの普及啓発
内容	保護者と共に支援者が連携を図り、途切れのない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及啓発を行い、有効活用に向けた取り組みの検討を行います。

## 第3節 適性に応じて能力を発揮し、いきいきと働くことができる環境づくり

### 1 就労支援の充実

#### 【現状と課題】

本市では、障がい者の雇用が促進されるよう、今後も障がい者雇用・就労に関する啓発活動を行うとともに、公共職業安定所及びサービス提供事業者等との連携を図っています。

また、保健福祉センター内に就労支援員を配置し、阪神南障害者就業・生活支援センターとの連携を強化し、障がいのある人の就労支援の充実を図っています。

一方、一般就労が困難な障がいのある人の福祉的就労の場は、働く場としての役割のみならず、障がい者の日中の居場所や多くの人とのふれあいの場、相談の場となるなどの役割を担っています。

障がいのある人の就労においては、障がいの理解に基づく適切な就労支援体制が必要であり、就労意欲があっても就労に結びついていない現状があることから、障がいに応じた働く場の確保、就労支援の充実、障がい者の就労に対する理解が求められています。

#### 【今後の方向性】

障がいのある人の就労機会の拡大を図るため、企業への啓発、阪神南障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等との連携・協力体制の強化を図ります。また、庁内における授産品販売や保健福祉センターにおける清掃業務等の障がいのある人の就労の場の確保に引き続き努めます。

さらに市役所における短期雇用（チャレンジド雇用）を推進し、障がいのある人が一般就労に結びつくよう支援を行います。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、調達目標を設定し、障がい者就労施設等からの役務や物品の調達の推進を図ります。

(1) 障がいのある人の雇用機会の拡大

取り組み	内 容	所管課等	方向性
企業啓発活動の推進	<p>阪神南地域での障害者雇用・就業ネットワーク会議や雇用対策労・使・行政三者会議、市内の障がい者就労に関する就労支援者会議を通じての意見交換やハローワーク西宮と連携し、本市の制度である障害者雇用奨励金の利用促進に努め、障がい者の雇用機会の増大及び長期雇用の促進を図るとともに、広報紙等により広く障がい者雇用についての周知・啓発を行います。</p>	障害福祉課 経済課	充実
重度障害者多数雇用事業所への支援	<p>障がいのある人の雇用の場を確保するため、重度障害者多数雇用事業所を運営する阪神友愛食品株式会社（コープこうべ及び兵庫県、阪神7市1町の共同出資会社）への運営支援を行います。</p>	障害福祉課	継続
障害者雇用奨励金支給制度の実施	<p>障がいのある人の雇用機会の増大を図るため、継続して障がい者を雇用する事業主に対して、一定期間その賃金の一部を助成します。</p>	経済課	継続
福祉的就労の場の確保	<p>○一般就労の困難な障がいのある人が、福祉的就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、サービス提供事業所との連携を図ります。</p> <p>○地域活動支援センター等については、障がいのある人の地域生活を支援する上で重要な役割を担っていることから、国・県の動向を踏まえながら、運営費の補助を行います。</p>	障害福祉課	継続

取り組み	内 容	所管課等	方向性
保健福祉センターにおける雇用の場の確保	保健福祉センターにおいて、就労支援カフェ（就労継続支援B型）「カシューカシュ」の運営支援、館内の清掃作業等において、障がい者の雇用の場を提供します。	障害福祉課 福祉センター	継続
インターンシップ※の実施	芦屋特別支援学校の実習生を受け入れ、就労に繋がるよう職場体験の場を提供します。	障害福祉課	継続
就労支援員の配置	保健福祉センター内の阪神南障害者就業・生活支援センターに就労支援員を常勤で配置し、関係機関との連携を行い、障がいのある人の就労促進を図ります。	障害福祉課	継続
授産品販売コーナーの設置	○市内事業所等の授産品について、市役所及び保健福祉センター等において定期的に販売コーナーを設置し、販売経路拡大のための支援を行います。 ○障害者優先調達推進法の施行に伴い、市内事業所の仕事内容を庁内へ周知を図り、優先発注等の増加を促進します。	障害福祉課	継続
チャレンジド雇用の実施	障がいのある人の短期雇用を実施することにより、本人の就労に係るスキルの向上、庁内における障がいに対する理解促進を図ります。	障害福祉課 人事課	充実

## (2) 就労への支援

取り組み	内 容	所管課等	方向性
公共職業安定所等との連携	障がいのある人の就労先の確保から就労後も安定して働き続けられるよう、就労支援の充実を図るため、西宮公共職業安定所等との連携を強化します。	障害福祉課	継続
知的障害者能力開発センターの紹介	障がいのある人の就労に向けた訓練の場を確保するため、知的障害者能力開発センターの紹介を行っていきます。	障害福祉課	継続
身体障害者高等技術専門学校及び職業能力開発校等の紹介	技能・技術者として、社会活動への参加を促進し、障がいのある人の職業の安定化を図るため、職業人として自立を目指す障がいのある人に対し、能力と適正に応じた職業訓練を受けることができるよう、職業訓練校等の紹介を行います。	障害福祉課	継続

## 2 多様な社会参加の場・生きがいの場の充実

### 【現状と課題】

本市では、障がいのある人がスポーツ・レクリエーション、文化活動などに親しむことができるよう、「ふれあい市民運動会」や「障がい児・者作品展」を開催し、市主催の講演会・イベント等へは手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。さらに、公民館において「阪神南青い鳥学級」「阪神南くすの木学級」を開設し、障がいのある人の学習活動を支援しています。

障がいのある人の生きがいづくりや障がいのある人への理解を促進するためにも、スポーツ・レクリエーション、文化活動は重要な意義を持っています。アンケート調査などからも、スポーツ・レクリエーションへの参加が外出目的となる人が多く、スポーツ・レクリエーション、文化活動などの機会の充実と参加しやすい環境を整えることが必要となっています。

### 【今後の方向性】

スポーツ・レクリエーション、文化活動の促進を図るため、生涯学習活動等を行う組織づくりを支援します。障がいのある人が参加しやすく、市民が関心を持って参加するような内容の工夫をしていきます。また、社会教育施設等において、障がいのある人も参加しやすい講座の開催を働きかけ、生きがいづくりを支援します。

取り組み	内 容	所管課等	方向性
ふれあい市民運動会の開催（再掲）	多くの市民が参加できるよう、プログラムや運営等の工夫を行い、内容の充実を図ります。	障害福祉課	充実
各種スポーツ大会等の周知及び参加支援の推進	障がいのある人のスポーツ活動及び競技スポーツの振興を図るため、兵庫県が実施する各種スポーツ大会や全国スポーツ大会、車いすマラソン大会等の周知と参加支援を推進します。	障害福祉課	継続

取り組み	内 容	所管課等	方向性
障がい児・者作品展への参加促進	障がいのある人の文化・芸術活動を促進するため、保健福祉センター等で開催する障がい児・者作品展について、市民への広報や運営などの支援を行います。	社会福祉協議会 障害福祉課	継続
障がいのある人の生涯学習活動の振興	○障がいのある人の自主的な学習活動を推進するため、障がいのある人の学習の場である「阪神南青い鳥学級」「阪神南くすの木学級」の開設及び周知を行います。 ○障がいのあるなしにかかわらず、誰でも参加できる障がい者とのスポーツ交流ひろばの実施等スポーツ教室の開催支援を行います。 ○障がいのある人が、様々な行事に参加し、社会参加の促進を図るため、市主催の行事・イベントや講演会など、各種文化活動等へ、手話や要約筆記奉仕員等の派遣を行います。	公民館 社会福祉協議会 障害福祉課	継続
社会教育施設等の整備・改善	障がいのあるなしにかかわらず誰でも安全に施設を利用できるよう、バリアフリー化の進んでいない施設について、計画的にバリアフリー化を進めます。	生涯学習課	継続
障がいのある人のスポーツへの参加	芦屋市スポーツ推進実施計画《前期》に基づき、障がいのある人がスポーツに参加しやすい環境づくりに取り組みます。	スポーツ推進課	継続

## 重点プロジェクト：チャレンジド雇用の実施

### ■ 課題

アンケート調査結果から、一般就労していない理由として、「就労したいが障がいの状況にあった仕事がない」「一般就労に不安がある（技能、職場の人間関係、コミュニケーションなど）」といった割合が高く、試行的に就労する場の提供が必要となっています。また、障がいのある人の福祉的就労から一般就労への移行の推進が求められています。

### ■ 施策の方向

市が1事業所としての社会的責務を果たし、他の民間事業者等における雇用の推進を図るとともに、知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者の短期雇用を実施することにより、市役所全体の障がいに関する理解を深め、被雇用者の就労に係るスキルの向上を図ります。

### ■ 実施事業

事業名	チャレンジド雇用の実施
内容	障がいのある人の短期雇用を実施することにより、本人の就労に係るスキルの向上、庁内における障がいに対する理解促進を図ります。

## 第4節 権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり

### 1 権利擁護の推進

#### 【現状と課題】

本市では、保健福祉センター内に権利擁護支援センターを設置し、権利擁護専門相談をはじめ、権利侵害への対応等に社会的な支援が必要な障がいのある人に対して権利擁護に関する相談から支援までを一元的、専門的に行っています。また、安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護体制の構築及び成年後見制度の利用支援や日常的な金銭管理を支援する福祉サービス利用援助事業※を実施しています。

アンケート調査結果では、権利擁護支援センターの認知度が低い状況にあり、さらに周知する必要があります。

権利擁護支援については、関係機関との連携、地域による日常的な見守り支援などを組み合わせた体制づくりが必要となっています。

#### 【今後の方向性】

相談支援事業所や民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関等と連携し、権利擁護を必要とする障がいのある人の早期発見・対応に努め、権利擁護支援のネットワーク構築を図ります。

また、平成28年4月から施行される障害者差別解消法の施行に向け、障害者差別解消支援地域協議会の設置等体制整備に向けて検討を行います。

取り組み	内 容	所管課等	方向性
権利擁護体制の充実	障がいのある人の権利を守るため、権利擁護支援センターの機能を含めたネットワーク構築の推進に取り組みます。	障害福祉課 地域福祉課	充実
相談支援事業の実施（再掲）	地域の身近な相談窓口として、相談から一貫した支援を実施できるよう、関係機関と連携し、相談支援の充実を図ります。	障害福祉課 社会福祉協議会	充実

取り組み	内 容	所管課等	方向性
障がい者虐待防止センター機能の充実	権利擁護支援センターに障がい者虐待防止センターの機能を備え、虐待防止の啓発や虐待への対応支援を行います。	障害福祉課	継続
成年後見制度利用支援事業の実施	障がいのある人の権利擁護の一つとして、成年後見制度の利用推進のため引き続き実施していくとともに、成年後見制度の普及啓発を行っていく。	障害福祉課 地域福祉課	継続
福祉サービス利用援助事業の実施	障がいのある人などが地域で安心して生活できるよう、福祉サービス利用や生活に必要な金銭管理を支援します。	社会福祉協議会	継続
障害者差別解消法の施行に伴う協議会等体制整備	平成28年4月から施行される障害者差別解消法に基づき、障害者差別解消支援地域協議会の設置等体制整備に向けて検討を行います。	人権推進課 障害福祉課	新規
障害者差別解消法の施行に伴う社会教育関係団体等への法の理解と周知	平成28年4月から施行される障害者差別解消法の理解と周知及び法に基づく、障がい者差別解消に向けての人権学習推進への働きかけを各種団体に対し行います。	生涯学習課	新規

## 2 生活環境の整備

### 【現状と課題】

本市では、障がいのある人が自らの意思で、いつでも、どこへでも自由にいける環境を整備するため、「バリアフリー法に基づく、重点整備地区バリアフリー基本構想」に基づき、計画的にバリアフリー化を進めています。障がいのある人の暮らしの場である住宅については、障がいに応じた住まいとなるよう、住宅改造費の助成を行うとともに、市営住宅については、一部車イス対応住宅の整備や空き家補修時にバリアフリー化を行っています。

アンケート調査などからも、将来の住まいの確保へのニーズが高く、また、外出時に不便を感じるものとして、公共交通機関の利便性や建物の設備への回答が多くなっており、公共施設や主要交通機関等のバリアフリー化と障がいに応じた住まいの確保は、障がいのある人のみならず、高齢社会への対応を図る上でも重要となります。

### 【今後の方向性】

公共交通機関や主要道路、公共施設等については計画的にバリアフリー化を進めていきます。また、各施設・設備の整備に当たっては、誰もが利用しやすいように配慮されるよう、ユニバーサルデザインの考えの普及・啓発を実施していきます。住まいに関する課題の解決に向け、市営住宅等大規模集約事業の予定地において、障がいのある人をはじめとした多世代の交流や社会参加の場の創出が期待できる福祉施設の設置について検討します。

#### (1) 福祉のまちづくり

取り組み	内 容	所管課等	方向性
駅・道路・建物など 一体的なバリアフ リー化の推進	障がいのある人の行動範囲の拡大や社会参加を促進するため、バリアフリー法に基づく基本構想により、重点整備地区におけるバリアフリー化事業を推進します。	都市計画課	継続
福祉のまちづくり の推進	○バリアフリー情報の提供を行い、ユニバーサルデザインの普及に努めます。 ○兵庫ゆずりあい駐車場制度の普及について、県と協議し推進します。	地域福祉課	継続

取り組み	内 容	所管課等	方向性
道路・公園等のバリアフリー化推進	道路、公園等のバリアフリー化については、必要性や緊急性などを考慮し、計画的な整備を図ります。	道路課 公園緑地課	継続
ノンステップバス※ 等導入の補助	公共バスを利用する障がいのある人や高齢者等の利便性を向上させるため、事業者に対し、ノンステップバス等の導入への補助を行います。	地域福祉課	継続

## (2) 障がいに応じた住まいの確保支援

取り組み	内 容	所管課等	方向性
住宅改造費の助成	個々の障がいに応じた住宅改造が行えるよう、既存住宅の改造費の助成を行います。	障害福祉課	継続
障がい者住宅整備資金の貸付	住み慣れた住宅で、個々の障がいに応じた住宅環境を整備することができるよう、既存住宅を改造するために必要な資金の貸付を行います。	障害福祉課	継続
障がい者向け住宅等の整備	○市営住宅については、空家補修時を活用するなど計画的にバリアフリー化を行うとともに、居住者本人の「模様替え申請」による改修も許可し、改修の促進を図ります。 ○市営住宅居住者について、身体状況等により住宅の住み替えが必要となった場合は、市営住宅内での転居を促進します。	住宅課	継続
市営住宅等大規模集約事業の予定地における福祉施設の検討	平成30年4月完成予定の市営住宅等大規模集約事業の予定地（高浜町）にグループホーム等を含めた福祉施設の設置について検討します。	障害福祉課 介護保険課 高齢福祉課 地域福祉課	新規
兵庫県居住支援協議会への参画	県・市・住宅関係団体・福祉関係団体等で構成する「兵庫県居住支援協議会」に参画し、障がいのある人などが民間賃貸住宅に円滑に入居できるための方策等を協議します。	住宅課 地域福祉課	継続

### 3 防災・防犯対策の充実

#### 【現状と課題】

本市では、緊急時や災害時に障がいのある人への支援を総合的に進めるため、支援体制の構築を図っています。また、緊急時や災害時に特別な支援を必要とする人に対し、緊急・災害時要援護者登録制度に基づき、緊急・災害時要援護者台帳を作成するとともに、民生委員・児童委員等と連携・協力し、体制構築を進めています。さらに、地域における防災体制については、現在 64 地域で自主防災会が組織されており、活動への支援を行っています。一方、防犯体制については、各町でまちづくり防犯グループ組織が結成されています。

災害をはじめとする緊急時への救援体制の整備や防犯体制の整備は、障がいのあるなしを問わず重要な課題となっています。

#### 【今後の方向性】

災害等の緊急事態発生時に適切な情報提供と救援及び支援が行えるよう、体制の整備に努めます。また、災害時や緊急時に特別な支援を必要とする緊急・災害時要援護者台帳の更新及び新規登録を促すとともに、救援体制の整備充実を図ります。日頃利用している施設や、障がいのある人への支援ができる人材のいる施設に避難することが大事であり、民間の福祉施設に福祉避難所としての運用を働きかけていきます。

防犯体制については、まちづくり防犯グループの見守り活動の充実を図り、地域防犯パトロール等の実施により、安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

取り組み	内 容	所管課等	方向性
防災体制の強化	芦屋市における防災体制の充実を図るため、「芦屋市地域防災計画」について、国や兵庫県の防災計画や防災対策の見直しとの整合を図りつつ、津波対策に関する箇所等の見直しを毎年度実施します。	防災安全課	継続
自主防災組織の確立	災害時に地域における支援活動を担う自主防災会の普及率の向上を図るとともに、活動内容の充実を図ります。	防災安全課	継続
防犯体制の整備	まちづくり防犯グループの活動を充実させるとともに、関係機関と連携し、情報共有と防犯体制の強化を図ります。	防災安全課	継続

取り組み	内 容	所管課等	方向性
防災・防犯知識等の普及・啓発	広報紙や講演会、市のホームページ等を活用し、防災・防犯等に関する知識の普及・啓発に努めます。	防災安全課	継続
緊急・災害時要援護者避難支援体制の確立	○災害時や緊急時に特別な配慮を必要とする要支援者（緊急・災害時要援護者）の名簿については、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑に行えるよう、名簿の更新及び新規登録の促進を図っていきます。 ○自治会や自主防災会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など関係機関等と連携し、緊急・災害時要援護者の平常時からの地域における支援体制を構築していきます。	障害福祉課 防災安全課 地域福祉課 社会福祉協議会	充実
災害時避難場所の整備	災害時に避難所に指定されている公共施設等において、障がい特性に応じた支援ができるよう整備を行い、食料品や飲料水、医療救急セット等の物資の備蓄を行います。	防災安全課	継続
福祉避難所の確保	福祉避難所の指定を増やすとともに、民間の福祉施設へも働きかけを行い、福祉避難所の確保に努めます。	防災安全課	継続
緊急通報システム事業の実施	ひとり暮らしの重度障がい者に対して、緊急事態における不安を解消するとともに、生活の安全を確保するため、緊急通報システムの設置を行います。	障害福祉課	継続

取り組み	内 容	所管課等	方向性
消費生活相談の実施（消費生活センター）	消費者被害の防止に向けた啓発に努めるとともに、法律に関する専門家を活用するなど、相談体制の充実を図り、訪問販売、悪質商法のトラブルなどあらゆる相談を行います。	経済課	継続
119番等緊急通報受信体制の整備	<p>○聴覚に障がいのある人や音声・言語機能に障がいがある人及び会話による意思の伝達が困難な人を対象にメールやFAXによる119番通報の受信体制を整備します。</p> <p>○障がいのある人の緊急時の通報手段として、緊急通報システム（ペンダント通報）を実施します。</p>	消防本部 警防課	継続

## 重点プロジェクト：権利擁護体制の充実

### ■ 課題

アンケート調査結果によると、障がいがあることで差別・偏見を主に「外出先」「通園・通学先」で体験しており、「障がい」に対する正しい理解や障がい者の権利について、啓発の必要性が求められています。また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の認知状況についても、啓発の必要性が求められていますが、学習意向の多くは、「情報のみ」であり、特に、「成年後見制度」の利用意向については、「わからない」が多くを占めることから、実用性の高い効果的な情報提供が求められていると言えます。

### ■ 施策の方向

権利擁護支援センター機能の充実を図り、地域における権利擁護の啓発活動を継続して行い、本市における権利擁護支援システムの構築を図ります。

### ■ 実施事業

事業名	権利擁護体制の充実
内容	障がいのある人の権利を守るため、権利擁護支援センターの機能を含めたネットワーク構築の推進に取り組みます。

## 第5章 計画の推進体制

### 1 庁内の推進体制

この計画は、保健、医療、福祉、教育、労働、建設など広範な分野にわたる総合的な施策の展開が必要となります。そのため、庁内関係課と密接に連携し、計画を総合的に推進します。

### 2 地域との連携

この計画を推進していくため、社会福祉協議会をはじめ、医療機関等の関係機関、民生委員・児童委員や地域団体、障がい者団体、相談支援事業者、サービス提供事業者、企業等との連携を図ります。

とりわけ、障がいに関する理解を進めるための取り組みや、地域での見守り・支援、交流、防犯・防災などの取り組みは、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障がい者団体、相談支援事業者など地域との連携と協力が不可欠であることから、地域福祉活動の促進を図る中で、具体的な取り組みとして実現を目指します。

### 3 国・県等との連携

この計画の推進に当たっては、国及び県の動向を踏まえた適切な施策展開を図ります。また、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、障害保健福祉圏域である尼崎市や西宮市、さらには阪神地域である伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町及び県との連携を図ります。

### 4 計画の進行管理

この計画の着実な実行に努めるため、計画所管課である障害福祉課において計画の中間年度に、各課施策の進捗状況の取りまとめを行うとともに、必要に応じて芦屋市自立支援協議会から意見を聴取し、計画の評価・点検を行い、市ホームページ等で公表します。

## 資料編

### 1 芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画策定経過

開催（実施）日	開催（実施）事項	内 容
平成26年2月24日	第1回策定委員会	アンケート調査の内容について
3月15日～3月31日	対象者意識調査	対象者1,347人を対象に郵送による調査実施及び関係団体等に対しインタビュー調査を実施。
6月6日	第2回策定委員会	アンケート結果報告
8月28日	第3回策定委員会	障害者（児）福祉計画中間まとめの検討
10月22日	第4回策定委員会	障害福祉計画中間まとめの検討
11月5日	第1回推進本部幹事会	中間まとめの検討
11月10日	第1回推進本部会議	中間まとめの検討
11月18日	第1回社会福祉審議会	中間まとめの報告
月日 月日	民生文教常任委員会	中間まとめの報告
平成年 月日～月日	市民意見の募集	閲覧期間・意見募集期間
月日	第5回策定委員会	パブリックコメントの結果報告 障害者（児）福祉計画・障害福祉計画原案策定
月日	第2回推進本部幹事会	計画案の検討
月日	第2回推進本部会議	計画案の検討
月日	第2回社会福祉審議会	計画案の諮問

## 2 芦屋市障害者（児）福祉計画策定委員会設置要綱

### （設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき、芦屋市障害者（児）福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、芦屋市障害者（児）福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他設置目的達成のため必要な事項に関すること。

### （組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者又は団体から選出された者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療関係者
- (3) 障がい者関係団体
- (4) 社会福祉団体
- (5) 社会福祉事業従事者
- (6) 市民
- (7) 行政関係者

### （任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長の指名により定める。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、障がい福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

### 3 芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属団体・機関での役職名
学識経験者	◎木下隆志	芦屋学園短期大学 幼児教育学科 准教授
保健・医療関係者	長澤 豊	一般社団法人芦屋市医師会 理事
障がい者関係団体	天津 一郎	芦屋市身体障害者福祉協会 理事
	朝倉 己作	NPO法人芦屋市手をつなぐ育成会 理事長
	木村 嘉孝	芦屋市身体障害児者父母の会 会長
	島 サヨミ	芦屋家族会 会長
社会福祉団体	岡本 直子	芦屋市民生児童委員協議会 副会長
	加納 多恵子	社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会 会長
社会福祉事業従事者	○堺 執	社会福祉法人三田谷治療教育院 理事長
	丸谷 美也子	芦屋市相談支援事業者 (一般財団法人芦屋ハートフル福祉公社)
	福田 晶子	芦屋市自立支援協議会 (居宅介護事業所「すずな」代表)
市 民	遠藤 哲也	公募市民
	岡本 佳保里	公募市民
行 政	寺本 慎児	芦屋市福祉部長
オブザーバー	有野 和枝	芦屋健康福祉事務所 副所長兼地域保健課長

敬称略 ◎委員長 ○副委員長

## 4 芦屋市障害者（児）福祉計画推進本部設置要綱

### （設置）

第1条 芦屋市障害者（児）福祉計画を策定し，計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため，芦屋市障害者（児）福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 推進本部は，次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 芦屋市障害者（児）福祉計画の策定及び総合的な推進に関すること。
- (2) 芦屋市障害者（児）福祉計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか，目的を達成するために必要な事項に関すること。

### （組織）

第3条 推進本部は，本部長，副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は，市長をもって充て，副本部長は，副市長をもって充てる。
- 3 本部員は，別表第1に掲げる者をもって充てる。

### （会議）

第4条 推進本部の会議は，本部長が招集する。

- 2 本部長は，会務を総理し，推進本部を代表する。
- 3 本部長に事故あるとき，又は本部長が欠けたときは，副本部長がその職務を代理する。

### （幹事会）

第5条 推進本部に，その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために，幹事会を置く。

- 2 幹事会は，委員長，副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は，福祉部長をもって充て，副委員長は，福祉部地域福祉課長をもって充てる。
- 4 委員長は，幹事会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき，又は委員長が欠けたときは，副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は，別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員長が必要と認めるときは，幹事会に委員以外の者の出席を求め，意見若しくは説明を求め，又は資料の提出を求めることができる。

### （専門部会）

第6条 幹事会には，必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会員は，委員長が指名する。
- 3 部会長は，福祉部障害福祉課長をもって充てる。

- 4 部会長は、専門部会を主宰する。
- 5 部会長が必要と認めるときは、専門部会委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、障がい福祉に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

教育長
技監
企画部長
総務部長
総務部参事(財務担当部長)
市民生活部長
福祉部長
こども・健康部長
都市建設部長
都市建設部参事(都市計画・開発事業担当部長)
上下水道部長
市立芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

別表第2（第5条関係）

企画部行政経営課長
企画部市民参画課長
総務部財政課長
市民生活部人権推進課長
市民生活部経済課長
市民生活部保険課長
福祉部主幹（トータルサポート担当課長）
福祉部福祉センター長
福祉部高齢福祉課長
福祉部主幹（福祉公社担当課長）
福祉部介護保険課長
こども・健康部こども課長
こども・健康部保育課長
こども・健康部健康課長
都市建設部道路課長
都市建設部防災安全課長
都市建設部都市計画課長
都市建設部住宅課長
市立芦屋病院事務局総務課長
消防本部総務課長
教育委員会管理部管理課長
教育委員会学校教育部学校教育課長
教育委員会社会教育部生涯学習課長

## 5 芦屋市障害者（児）福祉計画推進本部員名簿

所 属	氏 名
【本部長】市 長	山 中 健
【副本部長】副市長	岡 本 威
教育長	福 岡 憲 助
技 監	宮 崎 貴 久
企画部長	米 原 登巳子
総務部長	佐 藤 徳 治
総務部参事（財務担当部長）	脇 本 篤
市民生活部長	北 川 加津美
福祉部長	寺 本 慎 児
こども・健康部長	三 井 幸 裕
都市建設部長	辻 正 彦
都市建設部参事（都市計画・開発事業担当部長）	林 茂 晴
上下水道部長	青 田 悟 朗
市立芦屋病院事務局長	古 田 晴 人
消防長	樋 口 文 夫
教育委員会管理部長	山 口 謙 次
教育委員会学校教育部長	伊 田 義 信
教育委員会社会教育部長	中 村 尚 代

## 6 芦屋市障害者（児）福祉計画推進本部幹事会委員名簿

所 属	氏 名
【委員長】福祉部長	寺 本 慎 児
【副委員長】福祉部地域福祉課長	長 岡 良 徳
企画部行政経営課長	裨 田 康 晴
企画部市民参画課長	福 島 貴 美
総務部財政課長	森 田 昭 弘
市民生活部人権推進課長	本 間 慶 一
市民生活部経済課長	近 田 真
市民生活部保険課長	阪 元 靖 司
福祉部主幹（トータルサポート担当課長）	細 井 洋 海
福祉部福祉センター長	岡 田 きよみ
福祉部高齢福祉課長	木 野 隆
福祉部主幹（福祉公社担当課長）	中 山 裕 雅
福祉部介護保険課長	奥 村 享 央
こども・健康部こども課長	茶 嶋 奈 美
こども・健康部保育課長	伊 藤 浩 一
こども・健康部健康課長	越 智 恭 宏
都市建設部道路課長	西 村 仁
都市建設部防災安全課長	柿 原 浩 幸
都市建設部都市計画課長	東 実
都市建設部住宅課長	細 井 良 幸
市立芦屋病院事務局総務課長	平 見 康 則
消防本部総務課長	吉 岡 幸 弘
教育委員会管理部管理課長	小 川 智 瑞 子
教育委員会学校教育部学校教育課長	北 野 章
教育委員会社会教育部生涯学習課長	長 岡 一 美

## 7 芦屋市社会福祉審議会委員名簿

区分	氏名	所属・役職名等
学識経験者	◎中 田 智恵海	佛教大学 教授
	○佐々木 勝 一	京都光華女子大学 教授
	都 村 尚 子	関西福祉科学大学 准教授
	松 葉 光 史	芦屋市医師会 副会長
市議会議員	中 島 健 一	芦屋市議会 議長
	重 村 啓二郎	芦屋市議会 民生文教常任委員会 委員長
社会福祉団体等の代表	加 納 多恵子	芦屋市社会福祉協議会 会長
	森 幸 子	芦屋市ボランティア連絡会 副会長
	大 嶋 三 郎	芦屋市老人クラブ連合会 会長
市職員	岡 本 威	芦屋市副市長

敬称略 ◎委員長 ○副委員長

## 8 用語解説

### 【あ行】

#### ■アクセシビリティ

高齢者・障がい者を含む誰もが、さまざまな製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いをいう。

#### ■インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

#### ■インターンシップ

学生が企業等で行う一定期間の就業体験の制度。インターンシップを経験することで、仕事のイメージを具体的につかめたり、自分に合った仕事や働き方をみつけられることによって、働く意欲や自信を持つきっかけとなる。就業体験者が障がい者の場合では、受け入れる企業等にとっても障がいを理解するよい機会となる。

### 【か行】

#### ■基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の相談を総合的に行う機関。

#### ■ケースカンファレンス

ケースワークにおいて、ソーシャルワーカーや医師など援助に携わる者が集まって行う事例検討会。

#### ■グループホーム

地域にある住宅（アパート、マンション）等で、障がいのある人が数人で共同生活を営み、専任の世話人により、食事の提供、相談、その他日常生活指導・援助が提供される住まい。

#### ■コーディネーター

福祉サービス等を合理的・効果的に提供するために連絡・調整する支援者。

#### ■コミュニティーソーシャルワーク

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する実践。

### 【さ行】

#### ■サポートファイル

医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関において必要な情報を共有し、連携して相談・支援を行う際の参考となるよう作成するもの。

#### ■障害者基本法

障がいのある人の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加を促進するため、平成5年（1993年）に制定された。平成23年（2011年）8月に改正され、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することをめざす旨明記された。大きな改正点が障がい者の定義の拡大と合理的配慮概念の導入となる。

#### ■障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ります。

#### ■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設した法律。平成18年（2006年）4月施行。平成24年（2012年）6月より名称変更（旧法律名は障害者自立支援法）。

## ■障害者の権利に関する条約

すべての障がい者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保することならびに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的に作られた 21 世紀では初の人権条約であり、平成 18 年（2006 年）12 月 13 日に第 61 回国連総会において採択された。日本政府の署名は平成 19 年（2007 年）9 月 28 日で、障害者基本法や障害者差別解消法の成立に伴い、国内の法律が条約の求める水準に達したとして、条約の批准を国会が承認、平成 26 年（2014 年）1 月に国連事務局に日本の批准が承認された。

## ■ジョブコーチ

就労支援の専門職。就労を希望する障がいのある人に対し、職場に同行し、ともに作業や休憩時間を過ごし、働きやすいように援助を行う。また事業主や職場の従業員に対し、障がいのある人の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案し、障がいのある人の職場定着を図る。

## ■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法的に支援する制度。

## 【た行】

### ■地域生活支援事業

障がいのある人が、その有する能力及び適性に応じ自立した生活や社会生活を営むことができることを目的に、市町村及び都道府県が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業実施が可能である事業。（例：相談支援事業、移動支援事業等）

### ■チャレンジド雇用

知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者を対象に短期間、市役所において臨時的任用職員として雇用し、そこでの業務の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じ一般企業等への就職へつなげる取り組み。

### ■通級指導教室

小学校、中学校の普通学級に在籍している発達に障がいのある児童、生徒に対し、主として自立活動の指導を別室で行い、障がいに応じた指導を行う指導形態。

## ■特別支援教育

障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、すべての学校において、障がいのある幼児、児童、生徒の支援を充実していくこととなった。

## 【な行】

### ■ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求等と訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する、よりよい生活を送るための課題。

### ■ノンステップバス

乗車から着席、降車まで段差（出入口にある階段）をなくし、床面を低くしたバス。

## 【は行】

### ■バリアフリー

高齢者、障がい者の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。一般的には建物の段差等の「物理的なバリア」を指すことが多いが、「制度的なバリア」「文化・情報面でのバリア」「意識上のバリア」等があり、これらのバリアをなくしていくことが求められている。

### ■ピアサポート

「ピア」とは仲間という意味で、障がい・病気・不登校などの共通の生活課題を抱える人たち同士で情報や体験を共有して課題を抱えて生きる、あるいは課題の軽減を目指して支えあうことを指す。「ピアカウンセリング」は「ピアサポート」の根幹を成す。障がいのある人や同じ立場にある人が相談にあたるため相談しやすく、カウンセラーは自らの経験を生かして情緒的な面を含めた支援ができる。相談者の自己信頼の回復を支援するとともに、相談を受ける側もカウンセラーとして自立できることに大きな意義がある。ピアサポートは同じ立場にあることが大きなポイントであり、互いに共感しやすいことから孤立感を防ぐためにも有効な手段の一つである。

### ■福祉サービス利用援助事業

判断能力に不安のある高齢者・知的障がいのある人・精神障がいのある人へ福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理等を援助する事業。福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い、日常の金銭管理等を行う。社会福祉協議会で実施。

### ■福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある人が、各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

### ■ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を行いたい人とボランティアの応援を受けたい人・組織などを対等につなぐ専門職又はその立場をいう。

## 【ら行】

### ■ライフステージ

人生の各段階。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等に分けられる。

## 【や行】

### ■ユニバーサルデザイン

年齢、性別や障がいの有無にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。「バリアフリー」が特定の障壁（バリア）を解消することであるのに対して、対象を限定するのではなく初めからすべての人に使いやすくするという、バリアフリーから一歩進んだ発想。